

## 平成国際大学学則

### 目次

- 第1章 目的及び自己評価（第1条・第2条）
  - 第2章 組織（第3条—第6条）
  - 第3章 職員組織（第7条—第12条）
  - 第4章 教授会（第13条・第14条）
  - 第5章 学年、学期及び休業日（第15条—第17条）
  - 第6章 修業年限及び在学年限（第18条・第19条）
  - 第7章 入学（第20条—第25条）
  - 第8章 教育課程及び履修方法等（第26条—第33条）
  - 第9章 休学、転学、留学、退学、再入学及び除籍（第34条—第40条）
  - 第10章 卒業及び学位（第41条—第43条）
  - 第11章 賞罰（第44条・第45条）
  - 第12章 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生（第46条—49条）
  - 第13章 学費、在籍料及び検定料（第50条—第52条）
  - 第14章 奨学制度（第53条・第54条）
  - 第15章 公開講座（第55条）
  - 第16章 雑則（第56条）
- 附則

### 第1章 目的及び自己評価

#### （目的）

第1条 平成国際大学（以下「本学」という）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学校法人佐藤栄学園の建学の精神である「人間是宝」を旨として、幅広い教養を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって我が国及び国際社会の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を育成することを目的とする。

#### （自己評価）

第2条 本学は、その教育水準の向上を図り、及び前条の目的を達成するため、本学における教育、研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制については、別に定める。

### 第2章 組織

#### （学部）

第3条 本学に、法学部、スポーツ健康学部及び情報デザイン学部を置く。

2 学部の学科、及び収容定員は、次のとおりとする。

学部の名称	学科の名称	入学定員	収容定員
法学部	法学科	100人	400人
スポーツ健康学部	スポーツ健康学科	100人	400人

情報デザイン学部	情報デザイン学科	100人	400人
----------	----------	------	------

- 3 法学部法学科は、科学技術の発展と社会構造の変化に対応しうる知見と総合的視野を持ち、社会に生起する問題の解決に向けた法学的素養をもった人材の養成を目的とする。
- 4 スポーツ健康学部スポーツ健康学科は、スポーツ及び健康に関する体系的な教育を通じて、社会のニーズに対応しうる知見と技能の修得及びその実践的な応用力の涵養を図り、スポーツの発展と人々の健康の維持・増進に寄与できる人材の養成を目的とする。
- 5 情報デザイン学部情報デザイン学科は、数理・データサイエンス・AI の知識・技能を活用し、DXを通じて地域社会・企業等が直面する課題を実践的に解決できる人材の養成を目的とする。

(大学院)

第3条の2 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院に、修士課程の法学研究科を置き、その学生定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
法律学専攻	10人	20人
政治・行政専攻	5人	10人

- 3 前項に定めるもののほか、大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(別科)

第3条の3 本学に、日本語別科を置く。

- 2 日本語別科に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館)

第4条 本学に、図書館を置く。

- 2 図書館に関する規程は、別に定める。

(研究所)

第5条 本学に、研究所を附置する。

- 2 研究所に関する規程は、別に定める。

(キャリアセンター)

第5条の2 本学に、学生の就職活動を支援するキャリアセンターを置く。

- 2 キャリアセンターに関する規程は、別に定める。

(事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

### 第3章 職員組織

(職員組織)

第7条 本学に、次の職員を置き、その組織及び校務分掌に関する規程は、別に定める。

- 一 教育職員 学長、学部長、教授、准教授、講師、助教及び助手
- 二 事務職員、技術職員その他の職員

- 2 本学に、前項のほか、図書館長、研究所長、キャリアセンター長及び事務局長を置く。

なお、必要があるときは副学長、副学部長その他の職を置くことができる。

- 3 職員は、専任及び兼任に区分する。

4 職員の定員、資格、任免、勤務等に関しては別に定める。

(学長の任務)

第8条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督し、本学を代表する。

(副学長の任務)

第9条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(学部長の任務)

第10条 学部長は、学長の命を受けて、学部の校務をつかさどり、所属の職員を指揮監督して教育及び研究の責に任ずる。

(客員教授)

第11条 本学に、客員教授を置くことができる。

2 客員教授に関する事項は、別に定める。

(名誉教授)

第12条 本学は、名誉教授の称号を授与することができる。

名誉教授に関する事項は、別に定める。

#### 第4章 教授会

(教授会)

第13条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長、専任の教授・准教授・講師・助教をもって組織する。

3 教授会は、必要に応じて、その他の職員を加えることができる。

4 教授会は、学長が招集し、その議長となる。

5 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 学則の改廃

四 前三号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

6 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

7 教授会に関する事項は、別に定める。

(委員会)

第14条 本学に、教育、研究、校務等の円滑な運営を図るため、学長に意見を具申し、及び諮問に応じて意見を述べる機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

#### 第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学年を次の2期に分ける。

春学期 4月1日から9月下旬の学長が定める日まで  
 秋学期 9月下旬の学長が定める日から翌年3月31日まで  
 (休業日)

第17条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
  - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
  - 三 春季休業 2月上旬から3月下旬までの学長の定める日
  - 四 夏季休業 8月上旬から9月中旬までの学長が定める日
  - 五 冬季休業 12月下旬から1月上旬までの学長が定める日
- 2 学長は、必要があると認める場合は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

## 第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第18条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第19条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第25条第1項及び第39条の規定により入学した学生は、第25条第2項及び第39条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

## 第7章 入学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定したもの
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- 八 本学の個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学者の出願)

第22条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。一旦納付した検定料は、返還しない。

(入学者の選考)

第23条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第24条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、誓約書、保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料その他の費用を納めなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学、転入学)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可するものとする。ただし、編入学については、原則として3年次への入学とする。

- 一 大学を卒業した者又は退学した者
  - 二 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
  - 三 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
  - 四 第21条の規定による本学への入学資格を有し、かつ、専修学校の専門課程で学校教育法施行規則第186条に定める基準を満たすものを修了した者
  - 五 他の大学に在学している者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

## 第8章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第26条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目（選択必修科目を含む）及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

2 本学において開設する授業科目及びその単位は、別表第1のとおりとする。

(教育職員免許状取得のための授業科目)

第26条の2 本学において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は別表第2のとおりとする。

2 教育職員免許状を取得するために開設する授業科目及び単位数は別表第1に掲げる授業科目のうち別に定める科目のほか、別表第2の2のとおりとする。

3 教育職員免許状を取得するため必要な事項は別に定める。

(単位の計算方法)

第27条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間をもって1単位とする。
- 二 実験・実習及び実技については、30時間から45時間をもって1単位とする。

(単位の授与)

第28条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(試験)

第29条 試験は、各授業科目ごとに行う。

2 試験は、筆記試験、口頭試験、実技試験及びレポート試験等、担当教員が適切と認めた方法により実施する。

3 試験に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第30条 教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学で修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が第37条の定めるところにより、外国の大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第31条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項による単位認定基準については、別に定める。

(遠隔授業)

第31条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で学生に授業科目を履修させることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第32条 教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した単位(次項の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第30条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(成績)

第33条 授業科目の成績は、S・A・B・C・Dの5種類の評語をもって表し、S・A・B・Cを合格とする。

## 第9章 休学、転学、留学、退学、再入学及び除籍

(休学)

第34条 疾病その他特別の理由により、3か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることがで

きる。

(休学期間)

第35条 休学期間は半期又は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第18条の修業年限及び第19条の在学年限には算入しない。
- 4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学部)

第36条 本学の学生で、他の学部に転学部を志願しようとする者があるときは、学長はこれを許可することができる。

- 2 転学部に関する事項は、別に定める。

(留学)

第37条 外国の大学で修学することを志願する者は、教育上有益と認められた場合に限り、学長の許可を得て留学することができる。

前項の許可を得て留学した期間は、1年を限度として第42条に定める在学期間に含めることができる。

(退学)

第38条 退学しようとする者は、理由書を添えて退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第39条 前条の規定により退学した者が、再び入学を願い出たときは、学長は、相当年次に再入学を認めることができる。

(除籍)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- 一 学費又は在籍料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第19条に定める在学年限を超えた者
- 三 第35条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 四 行方不明で失踪の届出があった者
- 五 学長の許可なく、他の大学、短期大学又は高等専門学校に在籍していることが明らかになった者
- 六 本学において修学の意思がないと認められる者

## 第10章 卒業及び学位

(卒業資格)

第41条 本学において卒業資格を得るためには、別表第1に定める授業科目の中から、別表第3に定める区分に従って、124単位以上を修得しなければならない。

- 2 授業科目の履修方法は、各学部の履修規程の定めるところによる。

(卒業)

第42条 前条に定める授業科目及び単位数を修得した者については、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(卒業の延期)

第42条の2 前条第1項の規定にかかわらず、卒業に必要な要件を満たした者のうち、引き続き本学

に在学することを願い出たときは、第16条に規定する学期を単位として、学長が卒業の延期を許可することができる。

2 卒業の延期に関する事項は、別に定める。

(学位)

第43条 法学部を卒業した者に、学士(法学)の学位を授与する。

2 スポーツ健康学部を卒業した者に、学士(スポーツ健康学)の学位を授与する。

3 情報デザイン学部を卒業した者に、学士(情報デザイン学)の学位を授与する。

## 第11章 賞罰

(表彰)

第44条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第45条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがない者

二 正当な理由がなく、出席常でない者

三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

四 学力劣等で成業の見込みがない者

4 停学が3か月以上にわたるときは、その期間は修業年限に算入しない。

## 第12章 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生

(研究生)

第46条 学長は、特定の専門分野について研究することを志願する者がいるときは、教育研究に支障のない場合に限り、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第47条 学長は、本学の学生以外の者で、本学において1又は2以上の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、教育研究に支障のない場合に限り、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 前項の規定により、履修した者に対して、単位を与えることができる。

3 単位の授与については、第28条の規定を準用する。

4 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第48条 学長は、他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講生として入学を許可することができる。

2 特別聴講生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第49条 学長は、外国人で、本学に入学を志願する者がいるときは、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

### 第13章 学費、在籍料及び検定料

(学費及び在籍料)

第50条 学費及び在籍料は、別表第4の定めるところによる。

- 2 学費及び在籍料に関する必要な事項は、別に定める。
- 3 休学する者は、休学期間中、別表第4に定める在籍料を納めなければならない。
- 4 既納の学費及び在籍料は、別に定める場合を除き返還しない。

(卒業を延期する者の学費)

第51条 第42条の2第1項の規定に基づき、卒業を延期する者の学費は、別に定める。

(検定料)

第52条 検定料は、別表第4の定めるところによる。

- 2 検定料に関する必要な事項は、別に定める。

### 第14章 奨学制度

(特待生)

第53条 学長は、学業又はスポーツ、若しくは文化活動に秀でた学生に対しては、特待生として奨学金を給付することができる。

- 2 特待生に関し必要な事項は、別に定める。

(奨学生)

第54条 入学後、本人の経済事情に変化を生じた学生に対しては、奨学金を貸与することができる。

- 2 奨学生に関し必要な事項は、別に定める。

### 第15章 公開講座

(公開講座)

第55条 学長は、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関する科目、聴講料等については、その都度これを定める。

### 第16章 雑則

(改廃)

第56条 この学則の改廃は、学長の意見を聴き、理事会の議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

(学生定員に係る経過措置)

2 改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までの間は、法政学科の編入学定員は、昼間主コースにあつては15人、夜間主コースにあつては5人(計20人)とする。

3 (授業科目等に係る経過措置)

平成12年3月31日現在、法政学科に在学中の学生に係る改正後の別表第1及び別表第2の適用について必要な経過措置は、別に定める。

附 則

この学則は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年9月25日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

2 改正前の別表第1に掲げる産業・企業調査の科目及び単位数を修得した者は、改正後の別表第1に掲げる産業・企業調査Ⅱの科目及び単位数を修得したものとみなす。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日において在学中の学生に係る改正後の別表第1及び別表第3の適用について必要な事項は、教務委員会が定める。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この学則の施行前に日本史概説Ⅰ、日本史概説Ⅱ、西洋史概説Ⅰ、西洋史概説Ⅱ、東洋史概説Ⅰ、東洋史概説Ⅱ、地理学、地誌、哲学概論又は倫理学概論の授業科目を別表第2の2で定める授業科目として単位を修得した者は、別表第1に定める当該共通科目の単位を修得したものとみなす。

附 則

1 この学則は、平成17年7月1日から施行する。

2 この学則による改正後の平成国際大学学則別表第4は、平成18年4月1日以後の入学者から適用し、平成18年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第3条第3項の法政学科及び法ビジネス学科は、平成19年度から学生募集を停止する。ただし、これらの学科の3年次編入学生の募集停止は、平成21年度からとする。
- 3 平成19年度以降の入学者（同年度以降の法政学科及び法ビジネス学科への編入学者を除く。）については、第3条、第41条、別表第1、別表第2、別表第2の2及び別表第3の規定を次のように読み替えるものとする。

附 則（平成28年学則第1号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日学則第1号）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の法学部入学者については、改正後の別表第1、別表第3に関わらず、なお従前の例による。
- 3 平成30年度以前の入学者については、改正後の別表第2の2に関わらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年1月16日規程第2号）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月27日規程第2号）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月20日規程第1号）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学者については、改正後の別表第1、別表第3に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年1月26日規程第6号）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日規程第1号）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学者については、改正後の別表第1、別表第2の2、別表3に関わらず、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する学生については、改正後の別表第1、別表2の2の授業科目表に係る科目の履修も認めること、その他の措置を別に定めることができる。

附 則（令和5年12月13日規程第1号）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月10日規程第11号）

- 1 この学則は、令和6年5月24日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学者については、改正後の別表第1、別表第2の2、別表3に関わらず、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する学生については、改正後の別表第1、別表2の2の授業科目表に係る科目の履修も認めること、その他の措置を別に定めることができる。

附 則（令和6年9月13日規程第23号）

- 1 この学則は、令和6年9月13日から施行する。
- 2 この学則による改正後の平成国際大学学則別表第4は、令和8年4月1日以後の入学者から適用し、

令和8年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月14日規程第45号）

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月25日規程第31号）

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月9日規程第1号）

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 収容定員については、第3条第2項の規定にかかわらず、令和8年度から令和10年度の間、次の表の通りとする。

学部の名称	学科の名称	令和8年度	令和9年度	令和10年度
法学部	法学科	700人	600人	500人
スポーツ健康学部	スポーツ健康学科	400人	400人	400人

附 則（令和7年6月6日規程第4号）

- 1 この学則は、令和7年6月6日から施行する。

附 則（令和8年1月30日規程第2号）

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度以前の法学部およびスポーツ健康学部入学者については、改正後の別表第1、別表第3に関わらず、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する学生については、改正後の別表第1の授業科目表に係る科目の履修を認め、当該科目の単位は卒業要件に算入する。ただし、別表第2の2に係る授業科目表に係る科目の単位は卒業要件に算入しない。その他必要な措置は別に定める。

別表第1 (第26条、第41条関係)

法学部 法学科 授業科目表							
授業科目の名称	授業を行う年次	主要授業科目	単位数			備考	
			必修	選択	自由		
言語科目群	英語1	1	○	1		4単位以上(必修4単位を含む)	
	英語2	1	○	1			
	英語3	2	○	1			
	英語4	2	○	1			
	発展英語1	1・2・3・4			1		
	発展英語2	1・2・3・4			1		
	外国事情Ⅰ	1・2・3・4			2		
	外国事情Ⅱ	1・2・3・4			2		
	日本語Ⅰ	1・2・3・4			1		留学生のみが履修することができる。
	日本語Ⅱ	1・2・3・4			1		
日本事情Ⅰ	1・2・3・4			2			
日本事情Ⅱ	1・2・3・4			2			
共通科目	自然科学系	データサイエンス入門	○	2		教養科目群、キャリア科目群から合計24単位以上 (自然科学系6単位以上(必修2単位含む)、人文・社会科学系6単位以上、キャリア科目群6単位以上を含む)	
		情報リテラシーⅠ			1		
		情報リテラシーⅡ			1		
		自然科学概論Ⅰ			2		
		自然科学概論Ⅱ			2		
		数と論理			2		
		健康科学			2		
		健康とスポーツ			2		
		スポーツ実習Ⅰ			1		
		スポーツ実習Ⅱ			1		
	環境学			2			
	教養科目群	人文・社会科学系	文学Ⅰ				2
			文学Ⅱ				2
			芸術Ⅰ				2
			芸術Ⅱ				2
			心理学				2
			歴史Ⅰ				2
			歴史Ⅱ				2
			日本語表現論Ⅰ				2
			日本語表現論Ⅱ				2
			思想史Ⅰ				2
		思想史Ⅱ			2		
		日本史概説			2		
		西洋史概説			2		
		東洋史概説			2		
		地理学			2		
		地誌			2		
哲学概論				2			
倫理学概論			2				
日本国憲法			2				
社会学概論			2				
生命と法			2				
産業とスポーツ			2				
キャリア科目群	キャリア形成と進路	1・2・3・4			2		
	産業・企業分析	2・3・4			2		
	警察・消防概論	1・2・3・4			2		
	ビジネス特講	2・3・4			2		
	特殊演習	1・2・3・4			2		
	地方公務員論	1・2・3・4			2		
	就職実践演習	2・3・4			2		
キャリア・デザイン	2・3・4			2			

基礎科目	法学	1	○		2	必修10単位、選択必修4単位を含む、合計24単位以上  選択必修A： 憲法Ⅱ、刑法Ⅱ、民法Ⅱのうち4単位以上  選択必修B： 法学、実務からみる社会科学のうち2単位以上
	実務からみる社会科学	1	○		2	
	政治学Ⅰ	1	○	2	2	
	政治学Ⅱ	2			2	
	経済学Ⅰ	1	○	2	2	
	経済学Ⅱ	2			2	
	経済学Ⅲ	2			2	
	憲法Ⅰ	1	○	2	2	
	憲法Ⅱ	1			2	
	憲法Ⅲ	2			2	
	民法Ⅰ	1	○	2	2	
	民法Ⅱ	1			2	
	民法Ⅲ	2			2	
	民法Ⅳ	2			2	
	民法Ⅴ	2			2	
	刑法Ⅰ	1	○	2	2	
	刑法Ⅱ	1			2	
	刑法Ⅲ	2			2	
	日本政治史	1			2	
	経営学	1			2	
	社会学	1			2	
	メディア社会論	2			2	
	商法総則・商行為法	2			2	
	会社法Ⅰ	2			2	
	会社法Ⅱ	2			2	
	行政法Ⅰ	2			2	
	行政学	2			2	
	国際政治	2			2	
	経済政策	2			2	
	日本経済論	2			2	
	財政学	2			2	
	安全保障論	2			2	
国際経済論	2			2		
法学演習	1			2		
専門科目	民法Ⅵ	3・4			2	34単位以上
	民事訴訟法Ⅰ	3・4			2	
	民事訴訟法Ⅱ	3・4			2	
	刑事訴訟法	3・4			2	
	国際法	3・4			2	
	国際私法	3・4			2	
	税法	3・4			2	
	刑事政策	3・4			2	
	行政法Ⅱ	3・4			2	
	行政法Ⅲ	3・4			2	
	法制史	3・4			2	
	金融法	3・4			2	
	社会保障法	3・4			2	
	労働法	3・4			2	
	経済法	3・4			2	
	知的財産法	3・4			2	
	消費者保護法	3・4			2	
	労働法特講	3・4			2	
	国際法特講	3・4			2	
	憲法特講	3・4			2	
	民事法特講	3・4			2	
	刑事法特講	3・4			2	
	行政法特講	3・4			2	
	日本政治論	3・4			2	
	政治思想史	3・4			2	
	社会調査	3・4			2	
	地方自治論	3・4			2	
社会保障論	3・4			2		
外交史	3・4			2		
地域研究・米国	3・4			2		
地域研究・欧州	3・4			2		

	地域研究・中国	3・4			2	
	地域研究・ロシア	3・4			2	
	比較政治	3・4			2	
	国際機構論	3・4			2	
	金融論	3・4			2	
	公共経済学	3・4			2	
	労働経済学	3・4			2	
	会計学	3・4			2	
	簿記	3・4			2	
	政治学特講	3・4			2	
	地域研究特講	3・4			2	
	経済学特講	3・4			2	
	発展演習	3・4			2	
	論文指導 I	3・4			2	
	論文指導 II	3・4			2	
演習科目	基礎演習 I A	1	○	1		必修12単位
	基礎演習 I B	1	○	1		
	基礎演習 II A	2	○	1		
	基礎演習 II B	2	○	1		
	研究会 I A	3	○	2		
	研究会 I B	3	○	2		
	研究会 II A	4	○	2		
	研究会 II B	4	○	2		

スポーツ健康学部 スポーツ健康学科 授業科目表								
授業科目の名称		授業を行う年次	主要授業科目	単位数			備考	
				必修	選択	自由		
言語科目群	英語1	1	○	1			4単位以上（必修4単位を含む）	
	英語2	1	○	1				
	英語3	2	○	1				
	英語4	2	○	1				
	発展英語1	1・2・3・4			1			
	発展英語2	1・2・3・4			1			
	外国事情 I	1・2・3・4			2			
	外国事情 II	1・2・3・4			2			
自然科学系	日本語 I	1・2・3・4			1		留学生のみが履修することができる。	
	日本語 II	1・2・3・4			1			
	日本事情 I	1・2・3・4			2			
	日本事情 II	1・2・3・4			2			
	データサイエンス入門	1・2・3・4	○	2				教養科目群、キャリア科目群から合計24単位以上（自然科学系6単位以上（必修4単位含む）、人文・社会科学系6単位以上、キャリア科目群6単位以上を含む）
	情報リテラシー I	1・2・3・4	○	1				
	情報リテラシー II	2・3・4	○	1				
	健康とスポーツ	2・3・4			2			
数と論理	1・2・3・4			2				
健康科学	1・2・3・4			2				
自然科学概論 I	1・2・3・4			2				
自然科学概論 II	1・2・3・4			2				
スポーツ実習 I	1・2・3・4			1				
スポーツ実習 II	2・3・4			1				
共通科目	環境学	環境学	1・2・3・4			2		
		文学 I	1・2・3・4			2		
		文学 II	1・2・3・4			2		
		芸術 I	1・2・3・4			2		
		芸術 II	1・2・3・4			2		
		心理学	1・2・3・4			2		
	人文・社会科学系	歴史 I	1・2・3・4			2		
		歴史 II	1・2・3・4			2		
		日本語表現論 I	1・2・3・4			2		
		日本語表現論 II	1・2・3・4			2		
		思想史 I	1・2・3・4			2		
		思想史 II	1・2・3・4			2		
社会科学系	日本国憲法	1・2・3・4			2			
	日本史概説	1・2・3・4			2			
	西洋史概説	1・2・3・4			2			

系	東洋史概説	1・2・3・4			2		
	社会学概論	1・2・3・4			2		
	地理学	1・2・3・4			2		
	地誌	1・2・3・4			2		
	哲学概論	1・2・3・4			2		
	倫理学概論	1・2・3・4			2		
	生命と法	1・2・3・4			2		
	産業とスポーツ	1・2・3・4			2		
	キャリア 科目 群	キャリア形成と進路	1・2・3・4			2	
		産業・企業分析	2・3・4			2	
		警察・消防概論	1・2・3・4			2	
		ビジネス特講	2・3・4			2	
		特殊演習	1・2・3・4			2	
		地方公務員論	1・2・3・4			2	
就職実践演習		2・3・4			2		
キャリア・デザイン		2・3・4			2		
基礎 科目	スポーツ健康科学論	1	○	2		16単位 (必修6単位、選択必修5単位含む)	
	対人関係論	1	○	2			
	生理学	1			2		
	レクリエーション論	1			2		
	解剖学・機能解剖学	1			2		
	生涯スポーツ論	1・2			2		
	スポーツ文化政策論	1・2			2		
	調査・分析法	1・2			2		
	スポーツ栄養学Ⅰ	1・2			2		
	スポーツ哲学	1			2		
	アスレティックトレーナー論	1			2		
	リハビリテーション論	1	○		2		
	コンディショニング論	1	○		2		
	体づくり運動	1・2			1		
	器械運動	1・2			1		
	陸上競技	1・2			1		
	水泳	1・2			1		
	球技	1・2			1		
	サッカー	1・2			1		
	バレーボール	1・2			1		
	バスケットボール	1・2			1		
	テニス	1・2			1		
	柔道Ⅰ	1・2			1		
	柔道Ⅱ	1・2			1		
	ダンス	1・2			1		
	野外活動	1・2			1		
	健康づくり運動の理論と実践Ⅰ	2			2		
	健康づくり運動の理論と実践Ⅱ	2			2		
健康づくり運動の理論と実践Ⅲ	2			2			
生理学・運動生理学	2	○	2				
スポーツ心理学	2			2			
専門 科目	運動学	2	○	2		48単位 (必修9単位含む)	
	スポーツ栄養学Ⅱ	2			2		
	トレーニング論Ⅰ	2			2		
	トレーニング論Ⅱ	2			2		
	衛生学・公衆衛生学	2			2		
	健康行動学	2			2		
	スポーツ社会学	2			2		
	スポーツ史	2			2		
	健康管理学	3・4			2		
	バイオメカニクス	3			2		
	トレーニング論Ⅲ	3・4			2		
	スポーツマネジメント論	3			2		
	学校保健	3			2		
	精神保健	3			2		
	救急処置法	3・4			2		
	コーチング論Ⅰ	2	○	2			
	コーチング論Ⅱ	3・4			2		
スポーツと国際関係	3・4			2			

13科目の中から5単位以上を選択必修

発展科目	アダプテッド・スポーツ論	3・4			2	
	スポーツ地域開発論	3・4			2	
	発育発達論	3	○	2		
	体力測定・評価法	3・4			2	
	スポーツ情報戦略論	3・4			2	
	身体表現論	2	○	2		
	スポーツ指導審判論	3・4			2	
	リハビリテーション実習	1			1	
	コンディショニング実習	1			1	
	スポーツ救急対応論	1			2	
	スポーツ医学Ⅰ	1			2	
	スポーツ医学Ⅱ	2			2	
	スポーツ医学Ⅲ	3			2	
	リコンディショニング論	2	○		2	
	リコンディショニング実習	2			1	
	児童期のスポーツ指導実習	3・4			1	
	コミュニケーション実習	3	○	1		
	eスポーツと心の健康	2・3・4			2	
	スポーツ・インターンシップ実習	2・3・4			2	
	クラブ運営論	3・4			2	
	サッカー指導実習Ⅰ	3・4			1	
	サッカー指導実習Ⅱ	3・4			1	
	コンディショニング特講	3・4			2	
	リコンディショニング特講	3・4			2	
	スポーツ救急対応実習	3・4			1	
	アスレティックトレーナー特講	3・4			2	
	保健体育教職特講Ⅰ	3			2	
	保健体育教職特講Ⅱ	3			2	
	健康運動特講Ⅰ	3			2	
	健康運動特講Ⅱ	4			2	
	健康運動指導実習	3			1	
	教職体育実技	4			1	
現場実習Ⅰ	3・4			2		
現場実習Ⅱ	3・4			2		
演習科目	基礎演習ⅠA	1	○	1		必修16単位
	基礎演習ⅠB	1	○	1		
	基礎演習ⅡA	2	○	1		
	基礎演習ⅡB	2	○	1		
	研究会ⅠA	3	○	2		
	研究会ⅠB	3	○	2		
	研究会ⅡA	4	○	2		
	研究会ⅡB	4	○	2		
卒業研究	4	○	4			

情報デザイン学部 情報デザイン学科 授業科目表								
授業科目の名称		授業を行 う年次	主要 授業 科目	単位数			備考	
				必修	選択	自由		
共通科目	導入科目群	基礎演習 I A	1		1		必修4単位	
		基礎演習 I B	1		1			
		情報リテラシー基礎	1		1			
		情報リテラシー応用	1		1			
	言語科目群	英語総合 I	1		1		必修8単位	
		英語総合 II	1		1			
		英語総合 III	2		1			
		英語総合 IV	2		1			
		コミュニケーション英語 I	1		1			
		コミュニケーション英語 II	1		1			
		コミュニケーション英語 III	2		1			
		コミュニケーション英語 IV	2		1			
		日本語 I	1			1		学則第49条で定める外国人留 学生は、英語総合、コミュニ ケーション英語に代えて日本 語、日本事情を履修すること ができる。
		日本語 II	1			1		
	日本語 III	2			1			
	日本語 IV	2			1			
	日本事情 I	1			2			
	日本事情 II	2			2			
	教養科目群	健康とスポーツ	1・2			2	18単位以上	
		自然科学概論 I	1・2			2		
		自然科学概論 II	1・2			2		
		環境学	1・2			2		
		文学 I	1・2			2		
		文学 II	1・2			2		
		芸術 I	1・2			2		
		芸術 II	1・2			2		
		心理学	1・2			2		
歴史 I		1・2			2			
歴史 II		1・2			2			
日本語表現論 I		1・2			2			
日本語表現論 II		1・2			2			
思想史 I		1・2			2			
思想史 II		1・2			2			
日本国憲法		1・2			2			
日本史概説		1・2			2			
西洋史概説		1・2			2			
東洋史概説		1・2			2			
社会学概論		1・2			2			
地理学	1・2			2				
地誌	1・2			2				
哲学概論	1・2			2				
倫理学概論	1・2			2				
生命と法	1・2			2				
我々の時代の理解	1・2			2				
基礎科目	専門基礎科目群	データサイエンス入門	1	○	1		15単位以上 (必修7単位含む)	
		情報倫理	1	○	2			
		情報セキュリティ	2	○	2			
		情報ネットワーク	2	○	2			
		情報と職業	2			2		
		情報と心理	1			2		
		科学技術社会論	2			2		
		デジタルアーカイブ	2			2		

専 門 科 目	社会調査科目群	社会調査Ⅰ	1			2		
	社会調査Ⅱ	1				2		
	社会調査実習Ⅰ	2				1		
	社会調査実習Ⅱ	2				1		
	社会調査データ分析実習	3				2		
	情報数理科目群	情報数理入門	1	○	2			28単位以上 (必修18単位含む)
		情報数理入門演習	1	○	1			
		情報数理基礎Ⅰ	1	○	2			
		情報数理基礎演習	1	○	1			
		情報数理基礎Ⅱ	2			2		
		情報数理応用	2			2		
	統計科目群	統計学入門	1	○	2			
		統計学基礎(多変量データ解析を含む)	1	○	2			
		確率論	2			2		
		ベイズ統計学	2			2		
		比較統計分析	2			2		
	プログラミング科目群	プログラミング入門	1	○	2			
		アルゴリズムとデータ構造	1	○	2			
		プログラミングⅠ	2			2		
		プログラミングⅡ	2			2		
情報インストラクター実習		3			1			
Webプログラミング		3			1			
機械学習科目群	機械学習入門	1	○	2				
	機械学習基礎	2			2			
	機械学習応用実習	2			1			
	AI概論	2	○	2				
	AI応用演習	2			1			
	大規模データベース論	3			2			
重 点 分 野 科 目	農業	農業生産学	2	○		2	8単位以上 ただし、同一分野から4単 位以上	
		農業生物学	3	○		2		
		農業環境資源学	3	○		2		
		森林生物学	2	○		2		
		森林環境学	3	○		2		
		森林資源論	3	○		2		
	環境	環境学基礎	2	○		2		
		環境学応用Ⅰ(国際環境法)	3	○		2		
		環境学応用Ⅱ(地球温暖化)	3	○		2		
		環境学応用Ⅲ(環境経済学)	3	○		2		
	スポーツ・健康情報	スポーツ・健康情報概論	2	○		2		
		スポーツパフォーマンス分析論	3	○		2		
		スポーツコーチングとデータ活用	3	○		2		
		QOL統計学	3	○		2		
	経営・マーケティング	ビジネス・ベーシック	2	○		2		
		マネジメント論	3	○		2		
		アカウントティング論	3	○		2		
		マーケティング論	3	○		2		
	文化情報	文献アーカイブ概論	2	○		2		
食と文化		3	○		2			
ことばと文化		3	○		2			
情報と文化		3	○		2			
国際関係	アジア理解Ⅰ	2	○		2			
	アジア理解Ⅱ	3	○		2			
	開発×DX	3	○		2			
	グローバル・コミュニケーション論	3	○		2			
実 践 教 育 科 目	社会実装実習(インターンシップ)事前学習	2	○	1		必修25単位		
	社会実装実習(インターンシップ)	3	○	16				
	情報デザイン演習	3	○	4				
	卒業プロジェクト	4	○	4				

別表第2 (第26条の2関係)

学部	学 科	免許状の種類	教 科
法学部	法学科	中学校教諭一種免許状	社 会
		高等学校教諭一種免許状	公 民
スポーツ健康学部	スポーツ健康学科	中学校教諭一種免許状	保健体育
		高等学校教諭一種免許状	保健体育
情報デザイン学部	情報デザイン学科	高等学校教諭一種免許状	情 報

別表第2の2 (第26条の2関係)

法学部、スポーツ健康学部及び情報デザイン学部

授業科目の名称	授業を 行う年次	単位数			備考	
		必修	選択	自由		
教職課程	教職論	1・2		2	中免4科目必修、高免3科目（社会科指導法を除く）必修	
	教育基礎論	1・2		2		
	教育心理学	1・2		2		
	教育制度論	1・2		2		
	教育課程論	2・3		2		
	社会科指導法	2・3		2		
	社会科公民科指導法Ⅰ	2・3		2		
	社会科公民科指導法Ⅱ	2・3		2		
	社会科公民科指導法Ⅲ	2・3		2		
	保健体育科指導法Ⅰ	2・3		2		
	保健体育科指導法Ⅱ	2・3		2		
	保健体育科指導法Ⅲ	2・3		2		
	保健体育科指導法Ⅳ	2・3		2		
	情報科指導法Ⅰ	3		2		
	情報科指導法Ⅱ	3		2		
	道徳教育論	1・2		2		中免のみ必修
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	1・2		2		
	教育の方法と技術	2・3		2		
	生徒指導論・進路指導	1・2		2		
	教育相談	1・2		2		
	教育実習事前及び事後指導	3～4		1		
	教育実習Ⅰ	4		4	中免のみ必修 高免のみ必修	
	教育実習Ⅱ	4		2		
	教職実践演習（中・高）	4		2		
	特別支援教育入門	2		2		
	学校インターンシップ	2・3		1		

別表第3 (第41条関係)

法学部 法学科卒業資格			
科 目		卒業に必要な単位数	備 考
共通科目	言語科目群		4 単位以上 必修4単位を含む
	教養科目群	自然科学系	2 4 単位以上 自然科学系6単位以上（必修2単位含む）、人文・社会科学系6単位以上、キャリア科目群6単位以上
		人文・社会科学系	
キャリア科目群			
専門科目	基礎科目		2 4 単位以上 必修10単位、 選択必修Aから4単位、 選択必修Bから2単位を含む
	発展科目		3 4 単位以上
	演習科目		1 2 単位
合 計		1 2 4 単位以上	各科目分類の卒業必要単位を満たしたうえで、別に定める履修モデルを基本に合計124単位以上を履修する。

スポーツ健康学部 スポーツ健康学科卒業資格			
科 目		卒業に必要な単位数	備 考
共通科目	言語科目群		4 単位以上 必修4単位を含む
	教養科目群	自然科学系	24単位以上 自然科学系6単位以上（必修4単位含む）、人文・社会科学系6単位以上、キャリア科目群6単位以上
		人文・社会科学系	
キャリア科目群			
専門科目	基礎科目		1 6 単位以上 必修6単位、選択必修5単位を含む
	発展科目		4 8 単位以上 必修9単位を含む
	演習科目		1 6 単位
合 計		1 2 4 単位以上	各科目分類の卒業必要単位を満たしたうえで、別に定める履修モデルを基本に合計124単位以上を履修する。

情報デザイン学部 情報デザイン学科卒業資格			
科 目		卒業に必要な単位数	備 考
共通科目	導入科目群		4単位 必修4単位
	言語科目群		8単位 必修8単位
	教養科目群		18単位以上
専門科目	基礎科目	専門基礎科目群	15単位以上 必修7単位含む
		社会調査科目群	
	基幹科目群	情報数理科目群	28単位以上 必修18単位含む
		統計学科目群	
		プログラミング科目群	
		機械学修科目群	
	重点分野科目	農業	8単位以上 同一分野から4単位以上
		環境	
		スポーツ・健康情報	
		経営・マーケティング	
		文化情報	
		国際関係	
	実践教育科目		25単位
合 計		124単位以上	各科目分類の卒業必要単位を満たしたうえで、別に定める履修モデルを基本に合計124単位以上を修得する。

## 別表第4 (第50条、第52条関係)

学費、在籍料及び検定料

## 1. 学費

## (1) 入学金

(単位:円)

法学部、スポーツ健康学部 及び情報デザイン学部	入 学 金	220,000	再入学は半額の110,000円
----------------------------	-------	---------	-----------------

※編入学、転入学は同額。再入学は半額。

## (2) 授業料、施設設備費、教育充実費、実験実習費

区分	項目	学期	1年次	2年次	3年次	4年次	
法学部	授業料	春学期	362,000	362,000	362,000	362,000	
		秋学期	362,000	362,000	362,000	362,000	
		年額	724,000	724,000	724,000	724,000	
	施設設備費	春学期	130,000	130,000	130,000	130,000	
		秋学期	130,000	130,000	130,000	130,000	
		年額	260,000	260,000	260,000	260,000	
	教育充実費	春学期	38,000	38,000	38,000	38,000	
		秋学期	38,000	38,000	38,000	38,000	
		年額	76,000	76,000	76,000	76,000	
	春学期計			530,000	530,000	530,000	530,000
	秋学期計			530,000	530,000	530,000	530,000
合計（年額）			1,060,000	1,060,000	1,060,000	1,060,000	
スポーツ健康学部	授業料	春学期	362,000	362,000	362,000	362,000	
		秋学期	362,000	362,000	362,000	362,000	
		年額	724,000	724,000	724,000	724,000	
	施設設備費	春学期	130,000	130,000	130,000	130,000	
		秋学期	130,000	130,000	130,000	130,000	
		年額	260,000	260,000	260,000	260,000	
	教育充実費	春学期	38,000	38,000	38,000	38,000	
		秋学期	38,000	38,000	38,000	38,000	
		年額	76,000	76,000	76,000	76,000	
	実験実習費	春学期	50,000	50,000	50,000	50,000	
		秋学期	50,000	50,000	50,000	50,000	
年額		100,000	100,000	100,000	100,000		
春学期計			580,000	580,000	580,000	580,000	
秋学期計			580,000	580,000	580,000	580,000	
合計（年額）			1,160,000	1,160,000	1,160,000	1,160,000	
情報デザイン学部	授業料	春学期	362,000	362,000	362,000	362,000	
		秋学期	362,000	362,000	362,000	362,000	
		年額	724,000	724,000	724,000	724,000	
	施設設備費	春学期	130,000	130,000	130,000	130,000	
		秋学期	130,000	130,000	130,000	130,000	
		年額	260,000	260,000	260,000	260,000	
	教育充実費	春学期	38,000	38,000	38,000	38,000	
		秋学期	38,000	38,000	38,000	38,000	
		年額	76,000	76,000	76,000	76,000	
	実験実習費	春学期	50,000	50,000	50,000	50,000	
		秋学期	50,000	50,000	50,000	50,000	
年額		100,000	100,000	100,000	100,000		
春学期計			580,000	580,000	580,000	580,000	
秋学期計			580,000	580,000	580,000	580,000	
合計（年額）			1,160,000	1,160,000	1,160,000	1,160,000	

## 2. 在籍料（単位：円）

1年休学	100,000
半期休学	50,000

※1年を超えて休学期間を延長する場合、半期ごとに50,000円。

## 3. 検定料 35,000円（総合型選抜系列校生徒特別選考入試は10,000円）

## 平成国際大学教職課程履修規程

制定平成15年4月1日

## (目的)

第1条 この規程は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同施行規則（昭和29年文部省令第26号）並びに平成国際大学学則（以下「学則」という。）第26条の2第3項に基づき、教職課程の履修に関して、必要な事項について定めるものとする。

## (教育職員免許状の種類、履修する学科及び最低修得単位数)

第2条 本学教職課程の履修によって取得することができる教育職員免許状の種類、履修する学科並びに教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、大学が独自に設定する科目の最低修得単位数は、次の表のとおりとする。

学部 学科	免許状の種類	免許 教科	最低修得単位数			
			教科及び教科 の指導法に関 する科目	教育の基礎的 理解に関する 科目等	大学が独自に 設定する科目	文部科学省令で定め る科目（教員免許法 施行規則第66条6 に関する科目）
法学部 法学科	中学校教諭 一種免許状	社会	28単位	27単位	4単位	8単位
	高等学校教諭 一種免許状	公民	24単位	23単位	12単位	8単位
スポーツ健康学部 スポーツ健康学科	中学校教諭 一種免許状	保健体育	28単位	27単位	4単位	8単位
	高等学校教諭 一種免許状	保健体育	24単位	23単位	12単位	8単位
情報デザイン学部 情報デザイン学科	高等学校教諭 一種免許状	情報	24単位	23単位	12単位	8単位

## (履修方法)

第3条 教育職員免許状を取得しようとする者は、別表第1から別表第5までに定める科目のうち、所定の科目及び単位を修得しなければならない。

## (介護等体験)

第4条 中学校教諭の普通免許状を取得しようとする者は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）の定めるところにより、7日間の介護等体験をしなければならない。

## (教職課程履修願)

第5条 教職課程の履修希望者は、指定する期間内に、「教職課程履修願」（別記様式第1）を教務課に提出しなければならない。

## (教育実習)

第6条 教育実習の履修を希望する者は、指定する期間内に所定の「教育実習履修願」（別記様式第2）を教務課に提出しなければならない。

2 教育実習の履修希望者が多数にのぼり、実習校への配当、実習生の指導等が困難と認められる場合には、教職課程運営委員会の意見を聴いて、学長は、教育実習の履修を制限することができる。

3 教育実習の履修登録を行った者であっても、本人の性行、学力その他の点から実習生として不適合と認められた場合には、教職課程運営委員会の意見を聴いて、学長は、教育実習の履修を取り消すことができる。

## (教職課程に係る諸費用)

第7条 第5条に定める教職課程履修願を提出するときは、教職課程費20,000円を納付しなければならない。

2 前条に定める教育実習の履修を認められたときは、所定の期間内に教育実習費10,000円を納付しなければならない。

3 介護等の体験実習を行うときは、必要な費用を納付しなければならない。

4 一旦納付した教職課程に係る諸費用は、返還しない。

## (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、教職課程履修に関することは、教職課程運営委員会が定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長が行うこの規程に定めるもののほか、教職課程履修に関することは、教職課程運営委員会が定めるもの

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2-1 平成14年度以前に別表第1から別表第5までに定める科目の単位を本学において既に修得した者は、教育職員免許法並びに同施行規則に定める授業科目の単位を修得したものと認めることができる。
- 2-2 認定課程のない他大学・短期大学からの編入学生の当該大学・短期大学において修得した科目の単位が、免許状授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当である場合は、教育職員免許法並びに同施行規則に定める授業科目の単位を修得したものと認めることができる。
- 2-3 認定課程を有する他大学・短期大学からの編入学生が、当該大学・短期大学において修得した科目の単位についての取扱いは、教育職員免許法並びに同施行規則第10条の7による。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (教授会議決平成19年2月26日)

- 1 この規程は平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以降の入学者（同年度以降の法政学科及び法ビジネス学科への編入学者を除く。）については、第2条及び別表第1から別表第5までの規定を次のように読み替えるものとする。  
(教育職員免許状の種類、履修する学科及び最低修得単位数)  
第2条 本学教職課程の履修によって取得することができる教育職員免許状の種類、履修する学科並びに教科に関する科目及び教職に関する科目の最低修得単位数は、次のとおりとする。

学科	免許状の種類	免許教科	最低修得単位数			
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	文部科学省令で定める科目
法学科	中学校教諭一種免許状	社会	20単位	31単位	8単位	10単位
	高等学校教諭一種免許状	公民	20単位	25単位	16単位	10単位

- 3 平成18年度以前の入学者（平成19年度以降の法政学科及び法ビジネス学科への編入学者を含む。）が新たに教職課程を履修する場合も前項を適用する。この際、既に修得した科目・単位が旧教職課程科目・単位として認められているもののうち同名・同単位の科目は新教職課程における修得科目・単位として認める他、新教職課程科目・単位への読み替えは次のとおりとする。

中学校教諭一種「社会」免許状

免許法施規則に定める科目区分	旧教職課程対応既修得科目・単位		新教職課程への読替科目・単位			読み替え条件等	
	既修得授業科目	単位数	読替授業科目	単位数			
教科に関する科目		必修	選択	必修	選択		
地理学 (地誌を含む。)	地域研究(仏国)Ⅰ		2	地域研究(欧州)Ⅰ		2	
	地域研究(仏国)Ⅱ		2	地域研究(欧州)Ⅱ		2	
法律学、政治学	◎ 法学Ⅰ		2	◎ 法学	2		・新カリキュラムの単位数で読み替えること。 ・「民事執行法」及び「民事保全法」の単位を修得済みであること。 ・新カリキュラムの単位数で読み替えること。 ・「地方自治論Ⅰ」及び「地方自治論Ⅱ」の単位を修得済みであること。
	刑法Ⅰ		4	刑法総論		4	
	刑法Ⅱ		4	刑法各論		4	
	企業取引法		4	商法総論		2	
	民事執行法 (民事保全法)		2	民事執行・保全法		2	
	倒産法		2				
	企業組織法		4	倒産法		2	
	知的所有権法		4	会社法		4	
	◎ 政治学Ⅰ		2	知的財産法Ⅰ		2	
	政治学Ⅱ		2	◎ 政治学基礎		2	
	国際関係論Ⅰ		2	政治学原論		2	
	国際関係論Ⅱ		2	国際政治Ⅰ		2	
	地方自治論Ⅰ		2	国際政治Ⅱ		2	
	地方自治論Ⅱ		2	地方自治論		2	

社会学、経済学	◎ 経済学 I		2	◎ 経済学基礎		2	・「財政学」を「財政学 I」・「財政学 II」に分割して読み替えること。
	経済学 II		2	経済原論 I		2	
	財政学		4	財政学 I		2	
	世界経済論		2	財政学 II		2	
				国際経済 I		2	

※ ◎印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

高等学校教諭一種「公民」免許状

免許法施規則に定める科目区分	旧教職課程対応既修得科目・単位			新教職課程への読替科目・単位			読み替え条件等
	既修得授業科目	単位数		読替授業科目	単位数		
教科に関する科目		必修	選択		必修	選択	
法律学 (国際法を含む。) 政治学 (国際政治を含む。)	◎ 法学 I 刑法 I 刑法 II 企業取引法 民事執行法 (民事保全法) 倒産法 企業組織法 知的財産法 ◎ 政治学 I 政治学 II ○ 国際関係論 I ○ 国際関係論 II ○ 地方自治論 I ○ 地方自治論 II		2 4 4 4 2 2 4 4 2 2 2 2 2 2	◎ 法学 刑法総論 刑法各論 商法総論 民事執行・保全法 倒産法 会社法 知的財産法 I ◎ 政治学基礎 政治学原論 ○ 国際政治 I ○ 国際政治 II } 地方自治論		2 4 4 2 2 2 4 2 2 2 2 2 2	・新カリキュラムの単位数で読み替えること。 ・「民事執行法」及び「民事保全法」の単位を修得済みであること。 ・新カリキュラムの単位数で読み替えること。 ・「地方自治論 I」及び「地方自治論 II」の単位を修得済みであること。
社会学、経済学	◎ 経済学 I 経済学 II 財政学 ◎ 世界経済論		2 2 4 2	◎ 経済学基礎 経済原論 I 財政学 I 財政学 II ◎ 国際経済 I		2 2 2 2 2	・「財政学」を「財政学 I」・「財政学 II」に分割して読み替えること。

※ ◎印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

○印の科目は、免許状取得のための選択必修科目である。

中学校教諭一種「社会」免許状、高等学校教諭一種「公民」免許状 各共通免許

免許法施規則に定める科目区分	旧教職課程対応既修得科目・単位			新教職課程への読替科目・単位			読み替え条件等
	既修得授業科目	単位数		読替授業科目	単位数		
教科に関する科目		必修	選択		必修	選択	
外国語 コミュニケーション	英語 I A	2		英語 I A 英語 I B	1 1		・「英語 I A」を「英語 I A」・「英語 I B」に分割して読み替えること。
情報機器の操作	情報処理 I	2		情報処理 I A 情報処理 I B	1 1		・「情報処理 I」を「情報処理 I A」・「情報処理 I B」に分割して読み替えること。

- 4 平成18年度以前の入学者ですでに教職課程を履修中の者は、なお従前の例による。  
この際、新教職課程科目・単位を修得した場合の旧教職課程科目・単位への読み替えは次のとおりとする。

中学校教諭一種「社会」免許状

免許法施規則に定める科目区分	新教職課程開講科目・単位			旧教職課程への読替科目・単位			読み替え条件等
	既修得授業科目	単位数		読替授業科目	単位数		
教科に関する科目		必修	選択		必修	選択	
地理学 (地誌を含む。)	地域研究 (欧州) I 地域研究 (欧州) II		2 2	地域研究 (仏国) I 地域研究 (仏国) II		2 2	
法律学、政治学	◎ 法学 刑法総論 刑法各論 会社法 知的財産法 I ◎ 政治学基礎 政治学原論 国際政治 I 国際政治 II	2	4 4 4 2 2 2 2 2	◎ 法学 I 刑法 I 刑法 II 企業組織法 知的財産法 ◎ 政治学 I 政治学 II 国際関係論 I 国際関係論 II		2 4 4 4 2 2 2 2	

社会学、経済学	◎ 経済学基礎		2	◎ 経済学Ⅰ		2	・「財政学Ⅰ」及び「財政学Ⅱ」の単位を修得済みであること。
	経済学原論Ⅰ		2	経済学Ⅱ		2	
	財政学Ⅰ		2	財政学		4	
	財政学Ⅱ		2	◎ 世界経済論		2	
	◎ 国際経済Ⅰ		2				

※ ◎印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

高等学校教諭一種免許状「公民」免許状

免許法施行規則に定める科目区分	新教職課程開講科目・単位			旧教職課程への読替科目・単位			読み替え条件等
	既修得授業科目	単位数		読替授業科目	単位数		
科目に関する科目		必修	選択		必修	選択	
法学 (国際法を含む。) 政治学 (国際政治を含む。)	◎ 法学 刑法総論 刑法各論 会社法 知的財産法Ⅰ ◎ 政治学基礎 政治学原論 ○ 国際政治Ⅰ ○ 国際政治Ⅱ	2	4 4 4 2 2 2 2 2	◎ 法学Ⅰ 刑法Ⅰ 刑法Ⅱ 企業組織法 知的所有権法 ◎ 政治学Ⅰ 政治学Ⅱ ○ 国際関係論Ⅰ ○ 国際関係論Ⅱ		2 4 4 4 2 2 2 2	
社会学、経済学 (国際経済を含む。)	◎ 経済学基礎 経済学原論Ⅰ 財政学Ⅰ 財政学Ⅱ ◎ 国際経済Ⅰ		2 2 2 2 2	◎ 経済学Ⅰ 経済学Ⅱ 財政学 ◎ 世界経済論		2 2 4 2	・「財政学Ⅰ」及び「財政学Ⅱ」の単位を修得済みであること

※ ◎印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

○印の科目は、免許状取得のための選択必修科目である。

中学校教諭一種「社会」免許状、高等学校教諭一種「公民」免許状 各共通免許

免許法施行規則に定める科目区分	新教職課程開講科目・単位			旧教職課程への読替科目・単位			読み替え条件等
	読替授業科目	単位数		既修得授業科目	単位数		
科目に関する科目		必修	選択		必修	選択	
外国語 コミュニケーション	英語ⅠA 英語ⅠB	1 1		英語ⅠA	2		・「英語ⅠA」及び「英語ⅠB」の単位を修得済みであること。
情報機器の操作	情報処理ⅠA 情報処理ⅠB	1 1		情報処理Ⅰ	2		・「情報処理ⅠA」及び「情報処理ⅠB」の単位を修得済みであること。

附 則 (教授会議決平成21年2月13日)

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (教授会議決平成21年7月10日)

- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 平成22年度以降の入学者は平成19年4月1日施行の平成国際大学教職課程履修規程の一部を改正する規程附則別表第3を次のように読み替えるものとする。

別表第3 教職に関する開設授業科目 (第3条関係)

法学部法学科 (各共通免許)

免許法施行規則に定める科目区分等		本学における該当科目	単位数		備考
科目に関する科目	単位数		必修	選択	
教職の意義等に関する科目	2	○ 教職研究		2	
教育の基礎理論に関する科目	6	○ 教育基礎論 ○ 教育心理学 ○ 教育制度論		2 2 2	
教育課程及び指導法に関する科目	中高 12 8	○ 教育課程研究 社会科教育法 社会科公民科教育法Ⅰ 社会科公民科教育法Ⅱ 社会科公民科教育法Ⅲ ○ 道徳教育論 ○ 特別活動研究 ○ 教育方法論		2 2 2 2 2 2 2	中免 2科目必修高免1科目 (社会科公民科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲから選択)必修  中免のみ必修

生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	○ 生徒指導論 ○ 教育相談・カウンセリング	2 2	進路指導を含む
教育実習	中5 高3	○ 教育実習事前及び事後指導 教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	1 4 2	中免のみ必修 高免のみ必修
教職実践演習	2	○ 教職実践演習（中・高）	2	

※○印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

3 経過措置

- (1) 平成22年3月31日において教職課程に在学している者が卒業までに旧規則に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者は新規則に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者となす。
- (2) 平成25年3月31日までに「教職総合ゼミ」の単位を修得した者（但し、平成22年度以降の新入生は除く。）は「教職実践演習（中・高）」の単位を修得する必要はない。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 経過措置

- (1) 平成18年度以前の入学者（平成20年度以前の法政学科及び法ビジネス学科への編入学者を含む。）については、改正後の第2条及び第3条の規定、並びに別表第1、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5にかかわらず、なお従前の例による。
- (2) 平成19年度から同21年度の間の入学者については、改正後の別表第3にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は平成26年4月1日から施行する
- 2 平成26年度以降の入学者については、別表第1から別表第5までの規定を適用する。
- 3 平成25年度以前の入学者が新たに教職課程を履修する場合も前項を適用する。平成25年度以前の入学者が既に修得した科目・単位のうち旧教職課程科目・単位として認められる同名・同単位の科目は新教職課程における修得科目・単位として認めるものとする。この際、旧教職課程対応既修得科目・単位の教職課程への読み替えは次のとおりとする。

中学校教諭一種「社会」免許状

免許法施規則に定める科目区分	旧教職課程対応既修得科目・単位		新教職課程への読替科目・単位		読み替え条件等	
	既修得授業科目	単位数		読替授業科目		単位数
		必修	選択			必修
日本史及び外国史	◎ 日本史概説Ⅰ ◎ 西洋史概説Ⅰ ◎ 東洋史概説Ⅰ 日本政治史Ⅰ 日本政治史Ⅱ 外交史Ⅰ 外交史Ⅱ		2 2 2 2 2 2 2	◎ 日本史概説 ◎ 西洋史概説 ◎ 東洋史概説 日本政治史 外交史	2 2 2 2 2	・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。 ・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。
地理学（地誌を含む。）	地域研究（米国）Ⅰ 地域研究（米国）Ⅱ 地域研究（英国）Ⅰ 地域研究（英国）Ⅱ 地域研究（欧州）Ⅰ 地域研究（欧州）Ⅱ 地域研究（中国）Ⅰ 地域研究（中国）Ⅱ 地域研究（アジア）Ⅰ 地域研究（アジア）Ⅱ 地域研究（ロシア）Ⅰ 地域研究（ロシア）Ⅱ		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	地域研究（米国） 地域研究（英国） 地域研究（欧州） 地域研究（中国） 地域研究（アジア） 地域研究（ロシア）	2 2 2 2 2 2	・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。 ・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。 ・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。 ・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。 ・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。 ・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。
法学、政治学	憲法Ⅱ 行政法Ⅰ 行政法Ⅱ 税法 民法入門 民法総則 物権法 債権総論	2	4 2 2 4 4 4 4 4	憲法Ⅲ 行政法Ⅰ 税法 民法Ⅰ 民法Ⅱ 民法Ⅲ 民法Ⅳ	2 2 2 2 2 2 2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。 ・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。 ・新カリキュラムの単位数で読み替える。 ・新カリキュラムの単位数で読み替える。 ・新カリキュラムの単位数で読み替える。 ・新カリキュラムの単位数で読み替える。 ・新カリキュラムの単位数で読み替える。

	債権各論		4	民法V		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	家族法		4	民法VI		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	商法総論		2	商法I		2	
	会社法		4	商法II		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	有価証券法		4	商法III		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	保険法		4	商法IV		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	金融法		2	商法V		2	
	民事訴訟法		4	民事訴訟法I		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	刑法総論		4	刑法I		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	刑法各論		4	刑法II		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	刑事訴訟法		4	刑事訴訟法		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	労働法		4	労働法		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	経済法		4	経済法		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	知的財産法I		2	知的財産法		2	・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。
	知的財産法II		2				
	国際法I		2	国際法		2	・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。
	国際法II		2				
	国際私法		4	国際私法		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	◎ 政治学基礎	2		◎ 政治学I	2		
	政治過程論I		2	政治学II		2	・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。
	政治過程論II		2				
	日本政治論I		2	日本政治論		2	・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。
	日本政治論II		2				
	国際政治I		2	国際政治		2	・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。
	国際政治II		2				
	行政学I		2	行政学		2	・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。
	行政学II		2				
社会学、経済学	経済学基礎	2		経済学I	2		
	◎ 経済原論I		2	◎ 経済学II		2	
	経済原論II		2	経済学III		2	
	国際経済I		2	国際経済論		2	・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。
	国際経済II		2				
	財政学I		2	財政学		2	・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。
	財政学II		2				

※ ◎印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

高等学校教諭一種「公民」免許状

免許法施規則に定める科目区分	旧教職課程対応既修得科目・単位		新教職課程への読替科目・単位			読み替え条件等	
	既修得授業科目	単位数		読替授業科目	単位数		
必修		選択	必修		選択		
法律学（国際法含む。） 政治学（国際政治を含む。）	憲法II		4	憲法III		2	
	行政法I		2	行政法I		2	・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。
	行政法II		2				
	税法		4	税法		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	民法入門	2		民法I	2		
	民法総則		4	民法II	2		・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	物権法		4	民法III		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	債権総論		4	民法IV		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	債権各論		4	民法V		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	家族法		4	民法VI		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	商法総論		2	商法I		2	
	会社法		4	商法II		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	有価証券法		4	商法III		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	保険法		4	商法IV		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	金融法		2	商法V		2	
	民事訴訟法		4	民事訴訟法I		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	刑法総論		4	刑法I		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	刑法各論		4	刑法II		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	刑事訴訟法		4	刑事訴訟法		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	労働法		4	労働法		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	経済法		4	経済法		2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。
	知的財産法I		2	知的財産法		2	・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。
	知的財産法II		2				
	◎ 国際法I		2	◎ 国際法		2	

	国際私法 ◎ 政治学基礎 政治過程論Ⅰ 政治過程論Ⅱ 日本政治論Ⅰ 日本政治論Ⅱ ○ 国際政治Ⅰ ○ 国際政治Ⅱ 行政学Ⅰ 行政学Ⅱ	2	4	国際私法 ◎ 政治学Ⅰ 政治学Ⅱ 日本政治論 ◎ 国際政治 行政学	2	2	・新カリキュラムの単位数で読み替える。  ・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。  ・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。  ・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。  ・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。
社会学、経済学（国際経済を含む。）	経済学基礎 ◎ 経済原論Ⅰ 経済原論Ⅱ ◎ 国際経済Ⅰ 財政学Ⅰ 財政学Ⅱ	2	2	経済学Ⅰ ◎ 経済学Ⅱ 経済学Ⅲ ◎ 国際経済論 財政学	2	2	・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。

※ ◎印の科目は、免許状取得のための必修科目である。  
○印の科目は、免許状取得のための選択必修科目である。

中学校教諭一種「社会」免許状、高等学校教諭一種「公民」免許状 各共通免許

免許法施規則に定める科目区分	旧教職課程対応既修得科目・単位		新教職課程への読替科目・単位		読み替え条件等
	既修得授業科目	単位数	読替授業科目	単位数	
教科に関する科目		必修 選択		必修 選択	
日本国憲法	◎ 憲法Ⅰ	4	◎ 憲法Ⅰ ◎ 憲法Ⅱ	2 2	・旧カリキュラムの科目を新カリキュラムの科目に分割して読み替える。
体育	○ 健康とスポーツⅡ ○ 健康とスポーツⅢ	2 2	◎ 健康とスポーツ	2	・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。
外国語 コミュニケーション	◎ 英語ⅠA ◎ 英語ⅠB	1 1	◎ 英語1 ◎ 英語2	1 1	
情報機器の操作	◎ 情報処理ⅠA ◎ 情報処理ⅠB	1 1	◎ 情報リテラシーⅠ	1 1	・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。

※ ◎印の科目は、免許状取得のための必修科目である。  
○印の科目は、免許状取得のための選択必修科目である。

- 4 平成25年度以前の入学者ですでに教職課程を履修中の者は、なお従前の例による。  
平成25年度以前の入学者が修得した新教職課程科目・単位は、次の表により旧教職課程科目・単位として読み替えるものとする。

中学校教諭一種「社会」免許状

免許法施規則に定める科目区分	新教職課程開講科目・単位		旧教職課程への読替科目・単位		読み替え条件等
	修得授業科目	単位数	読替授業科目	単位数	
教科に関する科目		必修 選択		必修 選択	
日本史及び外国史	◎ 日本史概説 ◎ 西洋史概説 ◎ 東洋史概説  日本政治史  外交史	2 2 2  2  2	◎ 日本史概説Ⅰ ◎ 西洋史概説Ⅰ ◎ 東洋史概説Ⅰ  日本政治史Ⅰ 日本政治史Ⅱ  外交史Ⅰ 外交史Ⅱ	2 2 2  2 2  2 2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。  ・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。
地理学 (地誌を含む。)	地域研究(米国)  地域研究(英国)  地域研究(欧州)  地域研究(中国)  地域研究(アジア)  地域研究(ロシア)	2  2  2  2  2	地域研究(米国)Ⅰ 地域研究(米国)Ⅱ 地域研究(英国)Ⅰ 地域研究(英国)Ⅱ 地域研究(欧州)Ⅰ 地域研究(欧州)Ⅱ 地域研究(中国)Ⅰ 地域研究(中国)Ⅱ 地域研究(アジア)Ⅰ 地域研究(アジア)Ⅱ 地域研究(ロシア)Ⅰ 地域研究(ロシア)Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。  ・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。  ・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。  ・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。  ・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。
法学、政治学	行政法Ⅰ  民法Ⅰ 商法Ⅰ 商法Ⅴ	2  2 2 2	行政法Ⅰ 行政法Ⅱ 民法入門 商法総論 金融法	2 2 2 2 2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。

	知的財産法		2	知的財産法Ⅰ 知的財産法Ⅱ		2 2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。
	国際法		2	国際法Ⅰ 国際法Ⅱ		2 2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。
	◎ 政治学Ⅰ	2		◎ 政治学基礎	2		
	政治学Ⅱ		2	政治過程論Ⅰ 政治過程論Ⅱ		2 2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。
	日本政治論		2	日本政治論Ⅰ 日本政治論Ⅱ		2 2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。
	国際政治		2	国際政治Ⅰ 国際政治Ⅱ		2 2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。
	行政学		2	行政学Ⅰ 行政学Ⅱ		2 2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。
社会学、経済学	経済学Ⅰ	2		経済学基礎	2		
	◎ 経済学Ⅱ		2	◎ 経済原論Ⅰ		2	
	経済学Ⅲ		2	経済原論Ⅱ		2	
	国際経済論		2	国際経済Ⅰ 国際経済Ⅱ		2 2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。
	財政学		2	財政学Ⅰ 財政学Ⅱ		2 2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。

※ ◎印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

### 高等学校教諭一種免許状「公民」免許状

免許法規則に定める科目区分	新教職課程開講科目・単位			旧教職課程への読替科目・単位			読み替え条件等
	修得授業科目	単位数		読替授業科目	単位数		
科目		必修	選択		必修	選択	
法学（国際法を含む。） 政治学（国際政治を含む。）	行政法Ⅰ		2	行政法Ⅰ 行政法Ⅱ		2 2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。
	民法Ⅰ	2		民法入門	2		
	商法Ⅰ		2	商法総論		2	
	商法Ⅴ		2	金融法		2	
	知的財産法		2	知的財産法Ⅰ 知的財産法Ⅱ		2 2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。
	◎ 国際法		2	◎ 国際法Ⅰ		2	
	◎ 政治学Ⅰ	2		◎ 政治学基礎	2		
	政治学Ⅱ		2	政治過程論Ⅰ 政治過程論Ⅱ		2 2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。
	日本政治論		2	日本政治論Ⅰ 日本政治論Ⅱ		2 2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。
	◎ 国際政治		2	○ 国際政治Ⅰ ○ 国際政治Ⅱ		2 2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。
	行政学		2	行政学Ⅰ 行政学Ⅱ		2 2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。
社会学、経済学	経済学Ⅰ	2		経済学基礎	2		
	◎ 経済学Ⅱ		2	◎ 経済原論Ⅰ		2	
	経済学Ⅲ		2	経済原論Ⅱ		2	
	◎ 国際経済論		2	◎ 国際経済Ⅰ		2	
	財政学		2	財政学Ⅰ 財政学Ⅱ		2 2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。

※ ◎印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

○印の科目は、免許状取得のための選択必修科目である。

### 中学校教諭一種「社会」免許状、高等学校教諭一種「公民」免許状 各共通免許

免許法規則に定める科目区分	新教職課程開講科目・単位			旧教職課程への読替科目・単位			読み替え条件等
	修得授業科目	単位数		読替授業科目	単位数		
科目		必修	選択		必修	選択	
日本国憲法	◎ 憲法Ⅰ ◎ 憲法Ⅱ	2 2		◎ 憲法Ⅰ	4		・新カリキュラムの両法の科目を修得した場合は旧カリキュラムの科目に読み替える。
体育	◎ 健康とスポーツ		2	○ 健康とスポーツⅡ ○ 健康とスポーツⅢ		2 2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。
外国語 コミュニケーション	◎ 英語1 ◎ 英語2		1 1	◎ 英語ⅠA ◎ 英語ⅠB		1 1	
情報機器の操作	◎ 情報リテラシーⅠ		1	◎ 情報処理ⅠA ◎ 情報処理ⅠB		1 1	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。

※ ◎印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

○印の科目は、免許状取得のための選択必修科目である。





中学校教諭一種「社会」免許状、高等学校教諭一種「公民」免許状 各共通免許

免許法施規則に定める科目区分	旧教職課程対応既修得科目・単位			新教職課程への読替科目・単位			読み替え条件等
	既修得授業科目	単位数		読替授業科目	単位数		
		必修	選択		必修	選択	
日本国憲法	◎ 憲法 I	4		◎ 憲法 I ◎ 憲法 II	2 2		・旧カリキュラムの科目を新カリキュラムの科目に分割して読み替える。
体育	○ 健康とスポーツ II ○ 健康とスポーツ III		2 2	◎ 健康とスポーツ		2	・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。
外国語 コミュニケーション	◎ 英語 I A ◎ 英語 I B	1 1		◎ 英語1 ◎ 英語2		1 1	
情報機器の操作	◎ 情報処理 I A ◎ 情報処理 I B	1 1		◎ 情報リテラシー I		1	・旧カリキュラムのいずれかを修得している場合は新カリキュラムの科目に読み替える。

※ ◎印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

○印の科目は、免許状取得のための選択必修科目である。

- 3 平成25年度以前の入学者ですでに教職課程を履修中の者は、なお従前の例による。  
平成25年度以前の入学者が修得した新教職課程科目・単位は、次の表により旧教職課程科目・単位として読み替えるものとする。

中学校教諭一種「社会」免許状

免許法施規則に定める科目区分	新教職課程開講科目・単位			旧教職課程への読替科目・単位			読み替え条件等
	修得授業科目	単位数		読替授業科目	単位数		
		必修	選択		必修	選択	
日本史及び外国史	◎ 日本史概説 ◎ 西洋史概説 ◎ 東洋史概説  日本政治史  外交史		2 2 2 2 2	◎ 日本史概説 I ◎ 西洋史概説 I ◎ 東洋史概説 I  日本政治史 I 日本政治史 II  外交史 I 外交史 II		2 2 2 2 2 2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。 ・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。
地理学 (地誌を含む。)	地域研究 (米国)  地域研究 (英国)  地域研究 (欧州)  地域研究 (中国)  地域研究 (アジア)  地域研究 (ロシア)		2 2 2 2 2 2	地域研究 (米国) I 地域研究 (米国) II 地域研究 (英国) I 地域研究 (英国) II 地域研究 (欧州) I 地域研究 (欧州) II 地域研究 (中国) I 地域研究 (中国) II 地域研究 (アジア) I 地域研究 (アジア) II 地域研究 (ロシア) I 地域研究 (ロシア) II		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。 ・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。 ・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。 ・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。 ・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。
法学、政治学	行政法 I  民法 I 商法 I 商法 V 知的財産法  国際法 ◎ 政治学 I 政治学 II  日本政治論  国際政治  行政学		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	行政法 I 行政法 II 民法入門 商法総論 金融法 知的財産法 I 知的財産法 II 国際法 I 国際法 II ◎ 政治学基礎 政治過程論 I 政治過程論 II 日本政治論 I 日本政治論 II 国際政治 I 国際政治 II 行政学 I 行政学 II		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。 ・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。 ・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。 ・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。 ・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。 ・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。 ・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。
社会学、経済学	経済学 I ◎ 経済学 II 経済学 III  国際経済論  財政学		2 2 2 2 2	◎ 経済学基礎 ◎ 経済学原論 I ◎ 経済学原論 II 国際経済 I 国際経済 II 財政学 I 財政学 II		2 2 2 2 2 2 2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。 ・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。

※ ◎印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

高等学校教諭一種免許状「公民」免許状

免許法施規則に定める科目区分	新教職課程開講科目・単位		旧教職課程への読替科目・単位			読み替え条件等	
	取得授業科目	単位数		読替授業科目	単位数		
教科に関する科目		必修	選択		必修	選択	
法学（国際法を含む。） 政治学（国際政治を含む。）	行政法Ⅰ		2	行政法Ⅰ		2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。  ・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。  ・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。  ・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。  ・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。  ・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。
	民法Ⅰ	2		行政法Ⅱ		2	
	商法Ⅰ		2	民法入門		2	
	商法Ⅴ		2	商法総論		2	
	知的財産法		2	金融法		2	
	知的財産法		2	知的財産法Ⅰ		2	
	知的財産法		2	知的財産法Ⅱ		2	
	◎ 国際法		2	◎ 国際法Ⅰ		2	
	◎ 政治学Ⅰ	2		◎ 政治学基礎	2		
	政治学Ⅱ		2	政治過程論Ⅰ		2	
		2	政治過程論Ⅱ		2		
		2	日本政治論Ⅰ		2		
		2	日本政治論Ⅱ		2		
◎ 国際政治		2	○ 国際政治Ⅰ		2		
		2	○ 国際政治Ⅱ		2		
行政学		2	行政学Ⅰ		2		
		2	行政学Ⅱ		2		
社会学、経済学	経済学Ⅰ	2		経済学基礎	2		
	◎ 経済学Ⅱ		2	◎ 経済原論Ⅰ		2	
	経済学Ⅲ		2	経済原論Ⅱ		2	
	◎ 国際経済論		2	◎ 国際経済Ⅰ		2	
	財政学		2	財政学Ⅰ		2	
			2	財政学Ⅱ		2	

※ ◎印の科目は、免許状取得のための必修科目である。  
○印の科目は、免許状取得のための選択必修科目である。

中学校教諭一種「社会」免許状、高等学校教諭一種「公民」免許状 各共通免許

免許法施規則に定める科目区分	新教職課程開講科目・単位		旧教職課程への読替科目・単位			読み替え条件等	
	取得授業科目	単位数		読替授業科目	単位数		
教科に関する科目		必修	選択		必修	選択	
日本国憲法	◎ 憲法Ⅰ	2		◎ 憲法Ⅰ	4		・新カリキュラムの両法の科目を修得した場合は旧カリキュラムの科目に読み替える。
	◎ 憲法Ⅱ	2					
体育	◎ 健康とスポーツ		2	○ 健康とスポーツⅡ		2	・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。
				○ 健康とスポーツⅢ		2	
外国語 コミュニケーション	◎ 英語1		1	◎ 英語ⅠA	1		
	◎ 英語2		1	◎ 英語ⅠB	1		
情報機器の操作	◎ 情報リテラシーⅠ		1	◎ 情報処理ⅠA	1		・新カリキュラムの科目を修得した場合は旧カリキュラムのいずれかの科目に読み替える。
				◎ 情報処理ⅠB	1		

※ ◎印の科目は、免許状取得のための必修科目である。  
○印の科目は、免許状取得のための選択必修科目である。

附 則

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 平成29年度以前の入学者が新たに教職課程を履修する場合も前項を適用する。平成29年度以前の入学者が既に修得した科目・単位のうち旧教職課程科目・単位として認められる同名・同単位の科目は新教職課程における修得科目・単位として認めるものとする。この際、旧教職課程対応既修得科目・単位の教職課程への読み替えは次のとおりとする。

中学校教諭一種「社会」免許状、高等学校教諭一種「公民」免許状 各共通免許

免許法施行規則に定める科目区分等	単位数	旧教職課程対応既修得科目・単位		新教職課程への読替科目・単位		読み替え条件等	
		既修得授業科目	単位数	読替授業科目	単位数		
教科に関する科目	単位数		必修	選択	必修	選択	
教職の意義等に関する科目	2	◎ 教職研究		2	◎ 教職論		2
教育課程及び指導法に関する科目	中 12 高 8	◎ 教育課程研究		2	◎ 教育課程論		2
		○ 社会科教育法		2	○ 社会科指導法		2
		○ 社会科公民科教育法Ⅰ		2	○ 社会科公民科指導法Ⅰ		2
		○ 社会科公民科教育法Ⅱ		2	○ 社会科公民科指導法Ⅱ		2
		○ 社会科公民科教育法Ⅲ		2	○ 社会科公民科指導法Ⅲ		2
		◎ 特別活動研究		2	◎ 特別活動の理論と実践		2

生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	◎ 生徒指導論	2	◎ 生徒指導論・進路指導	2
		◎ 教育相談・カウンセリング	2	◎ 教育相談	2

※ ◎印の科目は、免許状取得のための必修科目である。  
○印の科目は、免許状取得のための選択必修科目である。

- 3 平成29年度以前の入学者ですすでに教職課程を履修中の者は、なお従前の例による。  
平成29年度以前の入学者が修得した新教職課程科目・単位は、次の表により旧教職課程科目・単位として読み替えるものとする。

中学校教諭一種「社会」免許状、高等学校教諭一種「公民」免許状 各共通免許

免許法施行規則に定める科目区分等		新教職課程への読替科目・単位		旧教職課程対応既修得科目・単位		読み替え条件等
		読替授業科目		既修得授業科目		
教職に関する科目	単位数	必修	選択	必修	選択	
教職の意義等に関する科目	2	◎ 教職論	2	◎ 教職研究	2	
教育課程及び指導法に関する科目	中 12 高 8	◎ 教育課程論	2	◎ 教育課程研究	2	
		○ 社会科指導法	2	○ 社会科教育法	2	
		○ 社会科公民科指導法Ⅰ	2	○ 社会科公民科教育法Ⅰ	2	
		○ 社会科公民科指導法Ⅱ	2	○ 社会科公民科教育法Ⅱ	2	
		○ 社会科公民科指導法Ⅲ	2	○ 社会科公民科教育法Ⅲ	2	
		◎ 特別活動の理論と実践	2	◎ 特別活動研究	2	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	◎ 生徒指導論・進路指導	2	◎ 生徒指導論	2	
		◎ 教育相談	2	◎ 教育相談・カウンセリング	2	

※ ◎印の科目は、免許状取得のための必修科目である。  
○印の科目は、免許状取得のための選択必修科目である。

附 則（平成31年3月8日規程第3号）

- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 平成30年度以前の入学者ですすでに教職課程を履修中の者は、なお従前の例による。  
平成30年度以前の入学者が修得した新教職課程科目・単位は、次の表により旧教職課程科目・単位として読み替えるものとする。

中学校教諭一種「社会」免許状、高等学校教諭一種「公民」免許状  
中学校教諭一種「保健体育」免許状、高等学校教諭一種「保健体育」免許状 各共通免許

免許法施行規則に定める科目区分等		新教職課程科目		免許法施行規則に定める科目区分等		旧教職課程科目		単位数	
				教職に関する科目	単位数			必修	選択
教育の基礎的理解に関する科目等	単位数								
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	◎ 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	◎ 特別活動の理論と実践	2				

※ ◎印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

附 則（令和3年3月8日規程第6号）

- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 令和2年度以前の入学者ですすでに教職課程を履修中の者は、なお従前の例による。  
令和2年度以前の入学者が修得した新教職課程科目・単位は、次の表により旧教職課程科目・単位として読み替えるものとする。

スポーツ健康学部スポーツ健康学科（中学校教諭一種「保健体育」免許状）

教科及び教科の指導法に関する科目	新教職課程への読替科目・単位		旧教職課程対応既修得科目・単位			
	単位数		単位数			
免許法施行規則に定める科目区分	新教職課程科目	必修	選択	旧教職課程科目	必修	選択
	◎ 体づくり運動		1	◎ スポーツ実習（体づくり運動）		1
	◎ 器械運動		1	◎ スポーツ実習（体操・器械種）		1

体育実技	◎ 陸上競技		1	◎ スポーツ実習 (陸上競技)		1
	◎ 水泳		1	◎ スポーツ実習 (水泳)		1
	◎ 球技		1	◎ スポーツ実習 (球技)		1
	サッカー		1	スポーツ実習 (サッカー)		1
	バレーボール		1	スポーツ実習 (バレーボール)		1
	バスケットボール		1	スポーツ実習 (バスケットボール)		1
	テニス		1	スポーツ実習 (テニス)		1
	◎ 柔道Ⅰ		1	◎ スポーツ実習 (柔道Ⅰ)		1
	柔道Ⅱ		1	スポーツ実習 (柔道Ⅱ)		1
	◎ ダンス		1	◎ スポーツ実習 (ダンス)		1
野外活動		1	スポーツ実習 (野外活動)		1	
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学 (運動方法学を含む。)	◎ 発育発達論		2	◎ 発育発達論Ⅰ		2

※ ◎印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

スポーツ健康学部スポーツ健康学科 (高等学校教諭一種「保健体育」免許状)

教科及び教科の指導法に関する科目	新教職課程への読替科目・単位			旧教職課程対応既修得科目・単位		
	新教職課程科目	単位数		旧教職課程科目	単位数	
		必修	選択		必修	選択
免許法施規則に定める科目区分						
体育実技	◎ 体づくり運動		1	◎ スポーツ実習 (体づくり運動)		1
	◎ 器械運動		1	◎ スポーツ実習 (体機・器械種)		1
	◎ 陸上競技		1	◎ スポーツ実習 (陸上競技)		1
	◎ 水泳		1	◎ スポーツ実習 (水泳)		1
	◎ 球技		1	◎ スポーツ実習 (球技)		1
	サッカー		1	スポーツ実習 (サッカー)		1
	バレーボール		1	スポーツ実習 (バレーボール)		1
	バスケットボール		1	スポーツ実習 (バスケットボール)		1
	テニス		1	スポーツ実習 (テニス)		1
	◎ 柔道Ⅰ		1	◎ スポーツ実習 (柔道Ⅰ)		1
柔道Ⅱ		1	スポーツ実習 (柔道Ⅱ)		1	
◎ ダンス		1	◎ スポーツ実習 (ダンス)		1	
野外活動		1	スポーツ実習 (野外活動)		1	
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学 (運動方法学を含む。)	◎ 発育発達論		2	◎ 発育発達論Ⅰ		2

※ ◎印の科目は、免許状取得のための必修科目である。



## スポーツ健康学部スポーツ健康学科（中学校教諭一種「保健体育」免許状）

免許法施行規則に定める 科目区分等		本学における該当科目	単位数		備考
教科に関する科目	単位数		必修	選択	
体育実技	1	<input type="radio"/> 体づくり運動 <input type="radio"/> 器械運動 <input type="radio"/> 陸上競技 <input type="radio"/> 水泳 <input type="radio"/> 球技 サッカー バレーボール バスケットボール テニス <input type="radio"/> 柔道Ⅰ 柔道Ⅱ <input type="radio"/> ダンス 野外活動		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	球技        武道
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	1	<input type="radio"/> スポーツ史 <input type="radio"/> スポーツ社会学 <input type="radio"/> 運動学 <input type="radio"/> スポーツ哲学 <input type="radio"/> スポーツ心理学 <input type="radio"/> 発育発達論 体力測定・評価法	2	2 2 2 2 2	
生理学 （運動生理学を含む。）	1	<input type="radio"/> <u>生理学・運動生理学</u>	2		
衛生学及び公衆衛生学	1	<input type="radio"/> 衛生学・公衆衛生学		2	
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1	<input type="radio"/> 学校保健 <input type="radio"/> 救急処置法 <input type="radio"/> 精神保健		2 2 2	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8	<input type="radio"/> 保健体育科指導法Ⅰ <input type="radio"/> 保健体育科指導法Ⅱ <input type="radio"/> 保健体育科指導法Ⅲ <input type="radio"/> 保健体育科指導法Ⅳ		2 2 2 2	

※○印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

別表第2 教科及び教科の指導法に関する科目（第3条関係）

法学部法学科（高等学校教諭一種「公民」免許状）

免許法施行規則に定める 科目区分等		本学における該当科目	単位数		備考
教科に関する科目	単位数		必修	選択	
「法律学 （国際法を含む。） 政治学 （国際政治を含 む。）」	1	○ 法学		2	
		○ 憲法Ⅰ	2		
○ 憲法Ⅱ		2			
○ 行政法Ⅰ			2		
○ 税法			2		
○ 民法Ⅰ	2				
○ 民法Ⅱ			2		
○ 民法Ⅵ			2		
○ 消費者保護法			2		
○ 商法総則・商行為法			2		
○ 会社法Ⅰ			2		
○ 民事訴訟法Ⅰ			2		
○ 刑法Ⅰ	2				
○ 刑法Ⅱ			2		
○ 刑事訴訟法			2		
○ 労働法			2		
○ 国際法			2		
○ 政治学Ⅰ	2				
○ 政治学Ⅱ			2		
○ 政治思想史Ⅱ			2		
○ 政治社会学			2		
○ 国際政治			2		
○ 国際機構論			2		
○ 比較政治			2		
○ 地方自治論			2		
「社会学、経済学 （国際経済を含 む。）」	1	○ 社会学		2	
		○ 社会調査		2	
		○ 経済学Ⅰ	2		
		○ 経済学Ⅱ		2	
		○ 経済学Ⅲ		2	
		○ 経済政策		2	
		○ 日本経済論		2	
		○ 国際経済論		2	
		○ 財政学		2	
		○ 社会保障論		2	
「哲学、倫理学、 宗教学、心理学」	1	○ 哲学概論		2	} 1科目選択必修
		○ 倫理学概論		2	
		○ 心理学		2	
各教科の指導法（情報 機器及び教材の活用を 含む。）	4	○ 社会科公民科指導法Ⅰ		2	
		○ 社会科公民科指導法Ⅱ		2	
		○ 社会科公民科指導法Ⅲ		2	

※○印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

## スポーツ健康学部スポーツ健康学科（高等学校教諭一種「保健体育」免許状）

免許法施行規則に定める 科目区分等		本学における該当科目	単位数		備考
教科に関する科目	単位数		必修	選択	
体育実技	1	<input type="radio"/> 体づくり運動 <input type="radio"/> 器械運動 <input type="radio"/> 陸上競技 <input type="radio"/> 水泳 <input type="radio"/> 球技 サッカー バレーボール バスケットボール テニス <input type="radio"/> 柔道Ⅰ 柔道Ⅱ <input type="radio"/> ダンス 野外活動		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	球技 武道
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	1	<input type="radio"/> スポーツ史 <input type="radio"/> スポーツ社会学 <input type="radio"/> 運動学 <input type="radio"/> スポーツ哲学 <input type="radio"/> スポーツ心理学 <input type="radio"/> 発育発達論 体力測定・評価法	2	2 2 2 2	
生理学 （運動生理学を含む。）	1	<input type="radio"/> 生理学・運動生理学	2		
衛生学及び公衆衛生学	1	<input type="radio"/> 衛生学・公衆衛生学		2	
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1	<input type="radio"/> 学校保健 <input type="radio"/> 救急処置法 <input type="radio"/> 精神保健		2 2 2	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	<input type="radio"/> 保健体育科指導法Ⅰ <input type="radio"/> 保健体育科指導法Ⅱ <input type="radio"/> 保健体育科指導法Ⅲ <input type="radio"/> 保健体育科指導法Ⅳ		2 2 2 2	

※○印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

## 別表第3 教育の基礎的理解に関する科目（第3条関係）

法学部法学科（中学校教諭一種「社会」免許状・高等学校教諭一種「公民」免許状）及び

スポーツ健康学部スポーツ健康学科（中学校教諭一種「保健体育」免許状・高等学校教諭一種「保健体育」免許状）

免許法施行規則に定める 科目区分等		本学における該当科目	単位数		備考
教科に関する科目	単位数		必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	10	<input type="radio"/> 教育基礎論 <input type="radio"/> 教職論 <input type="radio"/> 教育制度論 <input type="radio"/> 教育心理学 <input type="radio"/> 特別支援教育入門 <input type="radio"/> 教育課程論		2 2 2 2 2 2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	<input type="radio"/> 道徳教育論 <input type="radio"/> 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 <input type="radio"/> 教育の方法と技術 <input type="radio"/> 生徒指導論・進路指導 <input type="radio"/> 教育相談 <input type="radio"/> 教育実習事前及び事後指導		2 2 2 2 2 1	中免のみ
教育実践に関する科目	中 5 高 3 2	<input type="radio"/> 教育実習Ⅰ <input type="radio"/> 教育実習Ⅱ <input type="radio"/> 教職実践演習（中・高）		4 2 2	中免のみ必修 高免のみ必修

※○印の科目は、免許状取得のための必修科目である。このほか、取得する免許状により備考欄に記載された必修または選択必修科目を修得する必要がある。

別表第4 大学が独自に設定する科目（第3条関係）  
 法学部法学科（中学校教諭一種「社会」免許状）及び  
 スポーツ健康学部スポーツ健康学科（中学校教諭一種「保健体育」免許状）

免許法施行規則に定める 科目区分等	単位数	本学における該当科目	単位数		備考
			必修	選択	
大学が独自に設定する 科目	4	学校インターンシップ		1	「大学が独自に設定する科目」 の選択科目又は最低修得単位を 超えて修得した「教科及び教科 の指導法に関する科目」又は 「教育の基礎的理解に関する科 目」「道徳、総合的な学習の時 間等の指導法及び生徒指導、教 育相談等に関する科目」「教育 実践に関する科目」について、 併せて4単位以上を修得

法学部法学科（高等学校教諭一種「公民」免許状）及び  
 スポーツ健康学部スポーツ健康学科（高等学校教諭一種「保健体育」免許状）

免許法施行規則に定める 科目区分等	単位数	本学における該当科目	単位数		備考
			必修	選択	
大学が独自に設定する 科目	12	道徳教育論 学校インターンシップ		2 1	「大学が独自に設定する科目」 の選択科目又は最低修得単位を 超えて修得した「教科及び教科 の指導法に関する科目」又は 「教育の基礎的理解に関する科 目」「道徳、総合的な学習の時 間等の指導法及び生徒指導、教 育相談等に関する科目」「教育 実践に関する科目」について、 併せて12単位以上を修得

別表第5 文部科学省令で定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6）（第3条関係）  
 法学部法学科（中学校教諭一種「社会」免許状・高等学校教諭一種「公民」免許状）

免許法施行規則に定める 科目区分等	単位数	本学における該当科目	単位数		備考
			必修	選択	
第66条の6に定める科目					
日本国憲法	2	○ 憲法 I	2		
体育	2	○ 健康とスポーツ		2	
外国語コミュニケーション	2	○ 英語1 ○ 英語2		1 1	
数理、データ活用及び 人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	2	○ 情報リテラシー I ○ 情報リテラシー II		1 1	

※○印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

スポーツ健康学部スポーツ健康学科（中学校教諭一種「保健体育」免許状・高等学校教諭一種「保健体育」免許状）

免許法施行規則に定める 科目区分等	単位数	本学における該当科目	単位数		備考
			必修	選択	
第66条の6に定める科目					
日本国憲法	2	○ 日本国憲法		2	
体育	2	○ スポーツ健康科学論 ○ 体づくり運動	2	1	
外国語コミュニケーション	2	○ 英語1 ○ 英語2		1 1	
数理、データ活用及び 人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	2	○ 情報リテラシー I ○ 情報リテラシー II	1 1		

※○印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

- 3 令和4年度以前の入学者ですでに教職課程を履修中の者は、なお従前の例による。  
令和4年度以前の入学者が修得した新教職課程科目・単位は、次の表により旧教職課程科目・単位として読み替えるものとする。

法学部法学科（中学校教諭一種「社会」免許状）

教科及び教科の指導法に関する科目	新教職課程への読替科目・単位			旧教職課程対応既修得科目・単位			読み替え条件等
	新教職課程科目	単位数		旧教職課程科目	単位数		
免許法施規則に定める科目区分		必修	選択		必修	選択	
地理学 (地誌を含む。)	地域研究・米国		2	地域研究(米国)		2	
	地域研究・英国		2	地域研究(英国)		2	
	地域研究・欧州		2	地域研究(欧州)		2	
	地域研究・中国		2	地域研究(中国)		2	
	地域研究・アジア		2	地域研究(アジア)		2	
	地域研究・ロシア		2	地域研究(ロシア)		2	
「法律学、政治学」	商法総則・商行為法		2	商法Ⅰ		2	
	会社法Ⅰ		2	商法Ⅱ		2	

スポーツ健康学部スポーツ健康学科（中校教諭一種「保健体育」免許状）

教科及び教科の指導法に関する科目	新教職課程への読替科目・単位			旧教職課程対応既修得科目・単位			読み替え条件等
	新教職課程科目	単位数		旧教職課程科目	単位数		
免許法施規則に定める科目区分		必修	選択		必修	選択	
生理学 (運動生理学を含む。)	◎ 生理学・運動生理学	2		◎ 生理学 ◎ 運動生理学		2	・「生理学」及び「運動生理学」の単位を修得済みであること。

※ ◎印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

法学部法学科（高等学校教諭一種「公民」免許状）

教科及び教科の指導法に関する科目	新教職課程への読替科目・単位			旧教職課程対応既修得科目・単位			読み替え条件等
	新教職課程科目	単位数		旧教職課程科目	単位数		
免許法施規則に定める科目区分		必修	選択		必修	選択	
「法律学 (国際法を含む。) 政治学 (国際政治を含む。)」	商法総則・商行為法 会社法Ⅰ		2	商法Ⅰ 商法Ⅱ		2	
			2			2	

スポーツ健康学部スポーツ健康学科（高等学校教諭一種「保健体育」免許状）

教科及び教科の指導法に関する科目	新教職課程への読替科目・単位			旧教職課程対応既修得科目・単位			読み替え条件等
	新教職課程科目	単位数		旧教職課程科目	単位数		
免許法施規則に定める科目区分		必修	選択		必修	選択	
生理学 (運動生理学を含む。)	◎ 生理学・運動生理学	2		◎ 生理学 ◎ 運動生理学		2	・「生理学」及び「運動生理学」の単位を修得済みであること。

※ ◎印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

法学部法学科（中学校教諭一種「社会」免許状・高等学校教諭一種「公民」免許状）及び  
スポーツ健康学部スポーツ健康学科（中学校教諭一種「保健体育」免許状・高等学校教諭一種「保健体育」免許状）

免許法施行規則に定める科目区分等	新教職課程への読替科目・単位			旧教職課程対応既修得科目・単位			読み替え条件等
	新教職課程科目	単位数		旧教職課程科目	単位数		
教職に関する科目		必修	選択		必修	選択	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	◎ 教育の方法と技術		2	◎ 教育方法論		2	令和3年度以前の入学生は読み替える。

※ ◎印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

附 則（令和8年1月14日規程第1号）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する学生については、改正後の別表第2「教科及び教科の指導法に関する科目（第3条関係）」（情報デザイン学部情報デザイン学科（高等学校教諭一種「情報」免許状）に係る科目の履修を認めることとする。

別表第1 教科及び教科の指導法に関する科目（第3条関係）

法学部法学科（中学校教諭一種「社会」免許状）

免許法施行規則に定める 科目区分等		本学における該当科目	単位数		備考
教科に関する科目	単位数		必修	選択	
日本史及び外国史	1	○ 日本史概説 ○ 西洋史概説 ○ 東洋史概説 日本政治史 外交史		2 2 2 2 2	
地理学 (地誌を含む。)	1	○ 地理学 ○ 地誌 地域研究・米国 地域研究・欧州 地域研究・中国 地域研究（ロシア）		2 2 2 2 2	
「法律学、政治学」	1	○ 法学 ○ 憲法Ⅰ 憲法Ⅱ 行政法Ⅰ 税法 ○ 民法Ⅰ ○ 民法Ⅱ 民法Ⅵ 消費者保護法 商法総則・商行為法 会社法Ⅰ 民事訴訟法Ⅰ ○ 刑法Ⅰ 刑法Ⅱ 刑事訴訟法 労働法 国際法 ○ 政治学Ⅰ 政治学Ⅱ 国際政治 国際機構論 比較政治 地方自治論	2     2          2       2	2  2 2 2  2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
「社会学、経済学」	1	○ 社会学 社会調査 ○ 経済学Ⅰ ○ 経済学Ⅱ 経済学Ⅲ 経済政策 日本経済論 国際経済論 財政学 社会保障論	2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
「哲学、倫理学、 宗教学」	1	哲学概論 倫理学概論		2 2	} 1科目選択必修
各教科の指導法（情報 機器及び教材の活用を 含む。）	8	○ 社会科指導法 ○ 社会科公民科指導法Ⅰ ○ 社会科公民科指導法Ⅱ ○ 社会科公民科指導法Ⅲ		2 2 2 2	

※○印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

## スポーツ健康学部スポーツ健康学科（中学校教諭一種「保健体育」免許状）

免許法施行規則に定める 科目区分等		本学における該当科目	単位数		備考
教科に関する科目	単位数		必修	選択	
体育実技	1	<input type="radio"/> 体づくり運動 <input type="radio"/> 器械運動 <input type="radio"/> 陸上競技 <input type="radio"/> 水泳 <input type="radio"/> 球技 サッカー バレーボール バスケットボール テニス <input type="radio"/> 柔道Ⅰ 柔道Ⅱ <input type="radio"/> ダンス 野外活動		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	球技         武道
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	1	<input type="radio"/> スポーツ史 <input type="radio"/> スポーツ社会学 <input type="radio"/> 運動学 <input type="radio"/> スポーツ哲学 <input type="radio"/> スポーツ心理学 <input type="radio"/> 発育発達論 体力測定・評価法	2	2 2 2 2	
生理学 （運動生理学を含む。）	1	<input type="radio"/> 生理学・運動生理学	2		
衛生学及び公衆衛生学	1	<input type="radio"/> 衛生学・公衆衛生学		2	
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1	<input type="radio"/> 学校保健 <input type="radio"/> 救急処置法 <input type="radio"/> 精神保健		2 2 2	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8	<input type="radio"/> 保健体育科指導法Ⅰ <input type="radio"/> 保健体育科指導法Ⅱ <input type="radio"/> 保健体育科指導法Ⅲ <input type="radio"/> 保健体育科指導法Ⅳ		2 2 2 2	

※○印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

## 別表第2 教科及び教科の指導法に関する科目（第3条関係）

## 法学部法学科（高等学校教諭一種「公民」免許状）

免許法施行規則に定める 科目区分等		本学における該当科目	単位数		備考
教科に関する科目	単位数		必修	選択	
「法律学 （国際法を含む。） 政治学 （国際政治を含 む。）」	1	○ 法学	2	2	
		○ 憲法Ⅰ		2	
○ 憲法Ⅱ	2				
○ 行政法Ⅰ	2				
○ 税法	2				
○ 民法Ⅰ	2				
○ 民法Ⅱ	2				
○ 民法Ⅵ	2				
○ 消費者保護法	2				
○ 商法総則・商行為法	2				
○ 会社法Ⅰ	2				
○ 民事訴訟法Ⅰ	2				
○ 刑法Ⅰ	2				
○ 刑法Ⅱ	2				
○ 刑事訴訟法	2				
○ 労働法	2				
○ 国際法	2				
○ 政治学Ⅰ	2				
○ 政治学Ⅱ	2				
○ 国際政治	2				
○ 国際機構論	2				
○ 比較政治	2				
○ 地方自治論	2				
「社会学、経済学 （国際経済を含 む。）」	1	○ 社会学	2	2	
		○ 社会調査		2	
		○ 経済学Ⅰ		2	
		○ 経済学Ⅱ		2	
		○ 経済学Ⅲ		2	
		○ 経済政策		2	
		○ 日本経済論		2	
		○ 国際経済論		2	
		○ 財政学		2	
		○ 社会保障論		2	
「哲学、倫理学、 宗教学、心理学」	1	○ 哲学概論		2	} 1科目選択必修
		○ 倫理学概論		2	
		○ 心理学		2	
各教科の指導法（情報 機器及び教材の活用を 含む。）	4	○ 社会科公民科指導法Ⅰ		2	
		○ 社会科公民科指導法Ⅱ		2	
		○ 社会科公民科指導法Ⅲ		2	

※○印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

## スポーツ健康学部スポーツ健康学科（高等学校教諭一種「保健体育」免許状）

免許法施行規則に定める 科目区分等		本学における該当科目	単位数		備考
教科に関する科目	単位数		必修	選択	
体育実技	1	<input type="radio"/> 体づくり運動 <input type="radio"/> 器械運動 <input type="radio"/> 陸上競技 <input type="radio"/> 水泳 <input type="radio"/> 球技 サッカー バレーボール バスケットボール テニス <input type="radio"/> 柔道Ⅰ 柔道Ⅱ <input type="radio"/> ダンス <input type="radio"/> 野外活動		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	球技    武道
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	1	<input type="radio"/> スポーツ史 <input type="radio"/> スポーツ社会学 <input type="radio"/> 運動学 <input type="radio"/> スポーツ哲学 <input type="radio"/> スポーツ心理学 <input type="radio"/> 発育発達論 <input type="radio"/> 体力測定・評価法	2	2 2 2 2	
生理学 （運動生理学を含む。）	1	<input type="radio"/> 生理学・運動生理学	2		
衛生学及び公衆衛生学	1	<input type="radio"/> 衛生学・公衆衛生学		2	
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1	<input type="radio"/> 学校保健 <input type="radio"/> 救急処置法 <input type="radio"/> 精神保健		2 2 2	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	<input type="radio"/> 保健体育科指導法Ⅰ <input type="radio"/> 保健体育科指導法Ⅱ <input type="radio"/> 保健体育科指導法Ⅲ <input type="radio"/> 保健体育科指導法Ⅳ		2 2 2 2	

※○印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

## 情報デザイン学部情報デザイン学科（高等学校教諭一種「情報」免許状）

免許法施行規則に定める 科目区分等		本学における該当科目	単位数		備考
教科に関する科目	単位数		必修	選択	
情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理	1	<input type="radio"/> データサイエンス入門 <input type="radio"/> 情報倫理 <input type="radio"/> 情報セキュリティ <input type="radio"/> 情報と職業	1 2 2	2	
コンピュータ・情報処理	1	<input type="radio"/> 情報数理解入門 <input type="radio"/> プログラミング入門 <input type="radio"/> 情報数理解基礎Ⅰ <input type="radio"/> 情報数理解入門演習 <input type="radio"/> アルゴリズムとデータ構造 <input type="radio"/> プログラミングⅠ <input type="radio"/> プログラミングⅡ	2 2 2 1 2	2 2	
情報システム	1	<input type="radio"/> 機械学習入門 <input type="radio"/> AI概論 <input type="radio"/> Webプログラミング <input type="radio"/> 大規模データベース論	2 2	1 2	
情報通信ネットワーク	1	<input type="radio"/> 情報ネットワーク	2		
マルチメディア表現・マルチメディア技術	1	<input type="radio"/> デジタルアーカイブ		2	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	4	<input type="radio"/> 情報科指導法Ⅰ <input type="radio"/> 情報科指導法Ⅱ		2 2	

※○印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

## 別表第3 教育の基礎的理解に関する科目（第3条関係）

法学部法学科（中学校教諭一種「社会」免許状・高等学校教諭一種「公民」免許状）、  
 スポーツ健康学部スポーツ健康学科（中学校教諭一種「保健体育」免許状・高等学校教諭一種「保健体育」免許状）、  
 情報デザイン学部情報デザイン学科（高等学校教諭一種「情報」免許状）

免許法施行規則に定める 科目区分等		本学における該当科目	単位数		備考
教科に関する科目	単位数		必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	10	○ 教育基礎論 ○ 教職論 ○ 教育制度論 ○ 教育心理学 ○ 特別支援教育入門 ○ 教育課程論		2 2 2 2 2 2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	○ 道徳教育論 ○ 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 ○ 教育の方法と技術 ○ 生徒指導論・進路指導 ○ 教育相談 ○ 教育実習事前及び事後指導		2 2 2 2 2 1	中免のみ
教育実践に関する科目	中 5 高 3 2	教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ ○ 教職実践演習（中・高）		4 2 2	中免のみ必修 高免のみ必修

※○印の科目は、免許状取得のための必修科目である。このほか、取得する免許状により備考欄に記載された必修または選択必修科目を修得する必要がある。

## 別表第4 大学が独自に設定する科目（第3条関係）

法学部法学科（中学校教諭一種免許状「社会」免許状）、  
 スポーツ健康学部スポーツ健康学科（中学校教諭一種「保健体育」免許状）

免許法施行規則に定める 科目区分等		本学における該当科目	単位数		備考
	単位数		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	4	学校インターンシップ		1	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得

法学部法学科（高等学校教諭一種免許状「公民」免許状）、  
 スポーツ健康学部スポーツ健康学科（高等学校教諭一種「保健体育」免許状）、  
 情報デザイン学部情報デザイン学科（高等学校教諭一種「情報」免許状）

免許法施行規則に定める 科目区分等		本学における該当科目	単位数		備考
	単位数		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	12	道徳教育論 学校インターンシップ		2 1	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得

別表第4 文部科学省令で定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6）（第3条関係）  
 法学部法学科（中学校教諭一種「社会」免許状・高等学校教諭一種「公民」免許状）

免許法施行規則に定める 科目区分等		本学における該当科目	単位数		備考
第66条の6に定める科目	単位数		必修	選択	
日本国憲法	2	○ 憲法 I	2		
体育	2	○ 健康とスポーツ		2	
外国語コミュニケーション	2	○ 英語1 ○ 英語2	1 1		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	2				
		○ 情報リテラシー I ○ 情報リテラシー II		1 1	

※○印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

スポーツ健康学部スポーツ健康学科（中学校教諭一種「保健体育」免許状・高等学校教諭一種「保健体育」免許状）

免許法施行規則に定める 科目区分等		本学における該当科目	単位数		備考
第66条の6に定める科目	単位数		必修	選択	
日本国憲法	2	○ 日本国憲法		2	
体育	2	○ スポーツ健康科学論 ○ 体づくり運動	2	1	
外国語コミュニケーション	2	○ 英語1 ○ 英語2	1 1		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	2				
		○ 情報リテラシー I ○ 情報リテラシー II	1 1		

※○印の科目は、免許状取得のための必修科目である。

情報デザイン学部情報デザイン学科（高等学校教諭一種「情報」免許状）

免許法施行規則に定める 科目区分等		本学における該当科目	単位数		備考
第66条の6に定める科目	単位数		必修	選択	
日本国憲法	2	○ 日本国憲法		2	
体育	2	○ 健康とスポーツ		2	
外国語コミュニケーション	2	○ コミュニケーション英語 I ○ コミュニケーション英語 II	1 1		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	2				
		○ 情報リテラシー基礎 ○ 情報リテラシー応用	1 1		

※○印の科目は、免許状取得のための必修科目である。